



# 産業振興「新時代」の幕開け！ 墨田区産業共創施設「SUMIDA INNOVATION CORE」



江戸時代から「ものづくりのまち」としての歴史を刻んできた墨田区。東京スカイツリー®開業以降は、観光分野も視野に入れ、産業のさらなる成長を模索し続けています。昨年10月にはスタートアップ企業の支援を軸として区内産業の活性化を図り、新産業を創出するための墨田区産業共創施設「SUMIDA INNOVATION CORE（SIC）」をオープンしました。

## ◆ 墨田区産業振興の歴史

### 墨田区ものづくりの歩みと 中小企業振興基本条例

墨田区の産業の興りは江戸時代にまで遡ります。江戸市中の大半が焼失した「明暦の大火（明暦3（1657）年）で焼け出された武士が隅田川東岸のこの地域に移住し、手仕事で生計を立てたことがそもそもの始まりとされています。明治初期には政商・西村勝三氏が軍用の靴の生産を始めたことをきっかけに靴、ベルト、帽子、肌着など、日用品の製造が盛んになりました。明治から大正にかけて、国の殖産興業政策の流れに乗り、メリヤス、皮革、石けん、ゴム、ビール、印刷など、日用雑貨を中心とした近代軽工業

の集積地となつていきます。紡績所として創業したカネボウ（現・クラシエ）、石けんの製造から始まった花王とライオンも墨田区が創業地です。

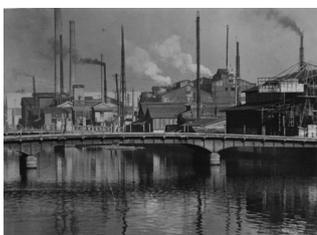
破すべく、区内中小事業者の支援を区政の重要な柱と位置付け、区職員が区内全事業所に足を運ぶことによる「中小製造業基本実態調査」を実施し、その調査をもとに昭和54（1979）年には他の自治体に先駆けて「墨田区中小企業振興基本条例」を制定。中小企業の振興に取り組むことを宣言しました。この条例に続き、昭和56（1981）年には区内産業者、専門家、区職員からなる「墨田区産業振興会議」を設置し、主要な産業振興施策を次々と打ち出してきました。しかし製造業はもとより、卸売・小売業の事業者数も減少傾向に転じ、その後のバブル経済に

よる地価・人件費の高騰、さらにバブル崩壊による混乱が、区内事業者に大きな打撃を与えました。

その後、金属系、プラスチック・ゴム系、木工などの工場の集積も進み、関東大震災や東京大空襲に遭いながらも復興し、産業集積を保持・拡大。戦後は日本の高度成長とともに発展し、昭和45（1970）年には区内製造業事業所数は9703事業所となりました。しかしこのピークを境に、用地狭小、公害、後継者不足、生産拠点の海外移転などさまざまな問題から、区内の製造業事業所数は減少していくこととなります。

当時の墨田区ではこうした状況を打

破すべく、区内中小事業者の支援を区政の重要な柱と位置付け、区職員が区内全事業所に足を運ぶことによる「中小製造業基本実態調査」を実施し、その調査をもとに昭和54（1979）年には他の自治体に先駆けて「墨田区中小企業振興基本条例」を制定。中小企業の振興に取り組むことを宣言しました。この条例に続き、昭和56（1981）年には区内産業者、専門家、区職員からなる「墨田区産業振興会議」を設置し、主要な産業振興施策を次々と打ち出してきました。しかし製造業はもとより、卸売・小売業の事業者数も減少傾向に転じ、その後のバブル経済に



## 東京スカイツリー® 開業と「産業と観光の融合」

墨田区は、中小企業振興基本条例の策定以来、産業振興には尽力してきましたが、観光という概念はほとんどありませんでした。それが東京スカイツリーの建設が決定したことにより、観光客の誘致に注力することとなりました。墨田区のものづくりを1つの観光



資源と捉え、その現場に足を運んでもらう、区で生産した商品を買ってもらおうという方向で打ち出したのが、「産業と観光の融合」です。

具体的な取組としては、「すみだ3M運動」「すみだモダン」(左記参照)などのほか、墨田区の町工場を巡って製品が作られていく過程を見学する「スマiffアすみだファクトリーめぐり」(令和5年(2023年)休止、令和6年(2024年)より再開予定)などがあり、地域の人や事業者がホストとなって魅力を発信し、地域の活性化にも役立っています。

## 墨田区の魅力を伝える

### 「すみだ3M運動」と「すみだモダン」

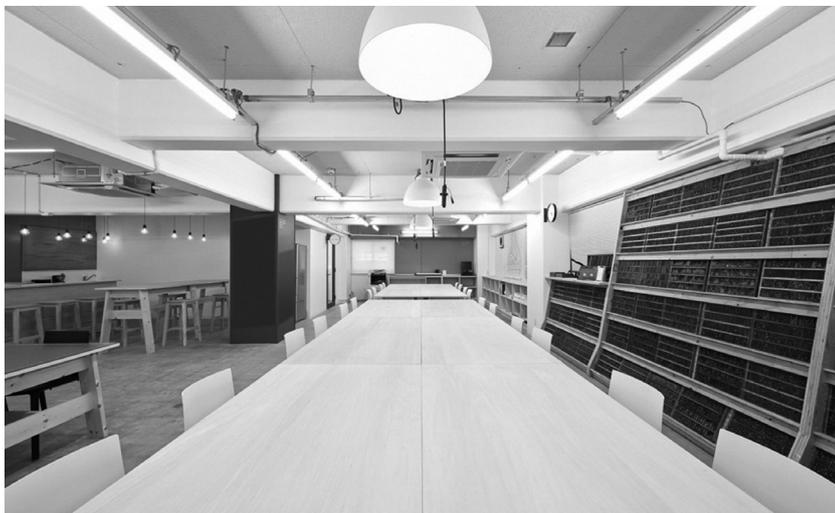
「すみだ3M運動」は、工場や店舗を利用して伝統工芸品、ガラス製品、革製品、食品、日用品、木工品などを展示する「小さな博物館」(Museum)(24館)、墨田区を代表するものづくりの職人「すみだマイスター」(Meister)(36人)、製品をつくる工房と販売する店舗が一体となった「工房ショップ」(Manufacturing shop)(18店)のMを頭文字に持つ3つの取組を通じて、墨田区の産業やものづくりの魅力を伝える事業です。「すみだモダン」は、墨田区の産業ブランド力を国内外にPRすることを目的に始まった産業プロモーション。事業者が実践する活動と商品を「すみだモダン」の名称でブランド認証しPRしているほか、事業者同士の共創を目指したコミュニティ運営、催事や展示会を通じた販路拡大のほか、新商品の開発等にも取り組んでいます。



## 墨田区の産業集積のアップグレードを見据えた新たな施策が始動

墨田区では、ものづくりのまちを今後も維持していくため、地域産業の新たな担い手呼び込み、時代の変化に対応できる産業集積へと変化させる必要があると考えるようになりました。そこで、平成25(2013)年に、区外から様々な人材を呼び込み、ものづくりでのイノベーションを目指す場を整備する「新ものづくり創出拠点整備事業」をスタートしました。これは、空き工場等を活用し、区内企業が拠点を整備するためのインシヤルコストを区が補助するもので、運営は設置した区内企業が担います。この事業により10か所(現在の稼働は9か所)の拠点が整備され、その中でも特に「Garage Sumida」(設置・運営: 株式会社浜野製作所)「co-lab 墨田 亀沢・re-printing」(設置・運営: 株式会社サンコー)には、ものづくり系スタートアップ

やデザイナー・クリエイターが集まり、設置・運営企業の事業モデルにも好影響をもたらしました。この成功事例により、区外の人材との連携に大きな可能性を見出すことになり、次で述べるハードウェアスタートアップ拠点構想へとつながります。



co-lab 墨田亀沢: re-printing

# 「産業集積のアップグレード」を目指すコア 産業共創施設

INNOVATION CORE

(SIC) を開設しました。

## ハードウェアスタートアップ 拠点構想の中核施設

産業振興を軸に、経済、社会、環境への取り組みが循環するまちづくりをめざす墨田区は、この考えが評価され、2021年度に「SDGs未来都市」と「自治体SDGsモデル事業」に選定されました。これを契機として「産業振興を軸としたプロトタイプ実装都市」ものづくりによる『暮らし』のアップデート」をテーマに掲げ、スタートアップ企業を区内に誘引し、区内企業との連携を図る「ハードウェアスタートアップ拠点構想」に基づき、様々な事業を展開しています。

拠点としては、プロトタイプ開発・製造・実証実験拠点の「八広・東墨田エリア」、学生スタートアップ集積拠点の「文花・立花エリア」、地域ネットワークを活用した「価値共創・交流・発信」拠点の「錦糸町エリア」の3エリアを想定。多様な人々が集まり情報発信や交流に適した「錦糸町エリア」に昨年10月29日、構想の中核となる墨田区産業共創施設「SUMIDA



ハードウェアスタートアップ拠点構想

## スタートアップ支援に加え 区内事業者の改革にも期待

「SUMIDA INNOVATION CORE」は、墨田区が運営するスタートアップ支援施設で、プレシード期・シード期と呼ばれる創業直前・直後のスタートアップをメインの支援対象としています。それは「墨田区内のものづくり事業者との共創を育み、ともに成長・持続的に発展させる」というもう1つの目的があるからです。ミドル期やレイター期のスタートアップでは、すでに事業モデルができており、製品を量産することなども視野に

入るため、中小や小規模企業の多い区内事業者では関係が築きにくい面があります。プレシード期・シード期のスタートアップであれば、区内事業者が事業計画の策定や試作の段階から関わる余地があり、両者がつながることは、区内事業者にとっても閉塞感の打破や技術転用など、新しい道が開けるきっかけになり得ます。

SICにはスタートアップと区内事業者が会員として登録しています。こうした人たちが日常的に施設に足を運び、常駐するコミュニケーターのサポートを受けながら交流し、新しいものづくりの場として活用しています。



### 産業共創施設 SUMIDA INNOVATION CORE

墨田区錦糸4-17-1  
ヒューリック錦糸町コラボツリー4階  
東京メトロ半蔵門線「錦糸町」駅より徒歩7分  
JR線「錦糸町」駅より徒歩8分  
開場時間／平日10時～21時、  
土日・祝日10時～18時  
閉場日／年末年始(12月29日～1月3日)



OFFICIAL SITE



Facebook



X (旧 Twitter)

## 用途に応じて活用できる 7つのスペース

S I Cは、「THE CORE」と「THE STAR」の2つの部屋から構成されています。「THE CORE」は、アイデア創出から簡易なものづくり作業まで、さまざまな用途に使える共創スペースで、利用者同士の交流を促進する「オープンスペース」、作業に集中できる「コワーキングスペース」、商談や打ち合わせに使える「会議室」、スタートアップや区内事業者の製品を展示する「展示スペース」、気分転換やアイデア創出に最適な「小上がり和室」、簡易なものづくり作業を行える「作業スペース」の6つのスペースに分かれています。「THE STAR」は、カンファレンスやイベントなどが行えるスペースで、プロジェクターや音響設備も使えます。

また、「コワーキングスペース」のソファは区内の革なめし工場の豚革張り、「会議室」のテーブルは区内の木工関係の会社と板金加工会社との共同製作、「小上がり和室」の畳は区内の畳店の製品であるなど、作業しながら墨田区のものづくりを体感できるようになっています。

## スタートアップを支援する パートナー・メンター会員

S I Cの運営がスタートして2カ月余りが経った令和5年12月末時点で、会員数は140者になりました。内訳は、スタートアップ会員が38者、区内事業者会員が20社、準会員が20者、残りがスタートアップを支える側のパートナー会員とメンター会員です。パートナー会員には、墨田区内にあるものづくり企業や大学、区外を含めた金融機関、ベンチャーキャピタル、企業、メディア、全国各地の支援機関・自治体等、多種多様な企業や団体が登録しています。区内事業者が兼務している例もあります。メンター会員には、スタートアップとしての先輩起業家、弁護士、税理士、会計士、行政書士等の多様な個人の支援者が登録しています。

また、S I Cの運営面にも関わる事業連携パートナーという存在もあります。まちづくりと大学との連携を進める組織「アーバンデザインセンターすみだ」、墨田区に本店を置く「東京東信用金庫」、スタートアップ支援で多くの実績を有する区内事業者「浜野製作所」がこの位置付けになっています。

## 地域の人を対象とした イベントも実施し裾野拡大

S I Cでは、共創創出や利用者の裾野拡大を目的としたイベントを定期的に開催しています。共創創出の要となるのは、「アクセラレーションプログラム」。これはスタートアップ向けの教育プログラムで、半年間をかけて事業計画の立案をサポートし、墨田区プロタイプ実証実験支援事業へのエントリーを、出口の一つとして位置付けています。裾野拡大のプログラムには小中学生を対象とした「すみだ子ども創造部」、一般区民も参加して新商品を生み出す方法を学ぶ「新商品アイデア発想ワークショップ」などがあり、幅広い世代の方々に墨田区がものづくりのまちであることを認識してもらうことを目的としています。

墨田区では、平成28年度から「人、つながる。墨田区」をブランドメッセージとしてシティプロモーションを展開しています。そしてこのブランドメッセージを体現する場が、スタートアップを支えて墨田区のものづくり事業者とつなげる産業共創施設のS I Cなのです。



# 令和6年度都区財政調整協議まとまる ～交付金総額 約216億円（1.8%）の増～

## 財調協議の概要

### ◆協議の特徴

昨年の12月4日から始まった令和6年度都区財政調整協議は、本年1月29日の都区協議会において都区合意に至りました。

今回の協議は、物価高騰による経済への影響等、都区を取り巻く財政環境の先行きを見通すことが困難な中での協議となりました。

今年度は都区間の財源配分について、都区財政調整協議上の大きな課題である、区立児童相談所の設置に伴う配分割合の見直しについては、現在、精力的に議論を行っている、区立児童相談所の事務の財調上の位置付けに関する都

区のプロジェクチームでの検討結果を踏まえたうえで、協議を行うこととなっています。

この課題以外に、都区の合意事項である配分割合を見直すべき事由が生じていないことから、現行の配分割合のもとでの協議となり、清掃費の見直し、子ども医療費助成事業費、高校生等医療費助成事業費、保育所等の利用者負担の見直し、私立幼稚園保護者負担軽減事業費などが、協議の中心となりました。

区側は、現在の社会経済状況に応じた対応を図るため、昨年度に引き続き、既算定経費の見直しを行い、新規・充実の提案に加え、改善・縮減項目を整理し提案を行うなど、特別区間で自主的に調整

した内容を基本に整理すべく協議に臨みました。

協議の結果、高校生等医療費助成事業費など、一部の課題については協議が整いませんでしたが、物価高騰対策など、23区間で主体的に調整して提案した事項については、多くの事項について算定に反映することとなりました。

### ◆財調上の諸課題の協議

引き続きの課題である都区財政調整上の諸課題については、以下のような協議が行われました。

#### ○特別交付金

割合の引下げを求めることとあわせて、算定の透明性・公平性の向上に向けた算定事業の一部例示化を提案しました。都側は、現行

割合を変更する必要はなく、算定事業の例示化についても必要ないとの主張がなされ、合意に至ることができませんでした。

#### ○都市計画交付金

特別区の都市計画事業の実績に見合うよう、交付金総額の拡大、全都市計画事業の交付対象化などの制度の抜本的な見直しや、都が行う都市計画事業の実施状況や都市計画税の充当事業の詳細の提示などを求めましたが、都側からは、都市計画交付金は奨励的補助金であり、都の予算によって対応していくものであることから、各区から直接、現状や課題などを聞きながら対応するなどとし、具体的な議論には至りませんでした。区側は、総務省への照会結果を

表1 令和6年度当初フレームにおける協議課題の整理

1. 新規算定	13項目
○都・区市町村DX協働運営委員会経費（GovTech東京負担金）	
○ひきこもり対策事業費	
○病児保育事業	
○定期利用保育補助事業費	
○【単位費用】【態容補正】おむつ回収事業費	
○国民健康保険事業助成費（産前産後保険料免除）	
○在宅療養推進事業費	
○予防接種助成事業費（帯状疱疹ワクチン）	
○商工振興費（中小企業関連資金融資あっせん事業（緊急対策分））	
○【小・中学校費】学校運営費（教育用コンピュータ運用保守経費）	
○【小・中学校費】教員用デジタル教科書経費	
○地域学校協働活動推進事業費	
○子どもの読書活動推進事業費	
2. 算定改善等	28項目
<算定充実>	11項目
○水害対策経費	
○職員研修費	
○公金取扱手数料（指定金融機関業務経費）	
○地域子育て支援拠点事業	
○放課後児童クラブ事業費	
○区立保育所管理運営費	
○保育所等の第二子無償化等への対応	
○健康診査（乳がん検診）	
○細街路拡幅事業費	
○教育相談事業費（スクールソーシャルワーカー報酬）	
○成人式運営費	
<事業費の見直し>	5項目
○成人保健対策費（訪問指導）	
○住宅対策費（特定優良賃貸住宅家賃対策補助）	
○【投資・態容補正】高齢者向け優良賃貸住宅供給事業（まちづくり）	
○【中学校費】夏休み期間プール指導員	
○社会教育総務費（社会教育委員経費）	
<算定方法の改善等>	12項目
○災害対策費（消火器設置管理費）	
○退職手当費	
○【投資・態容補正】高齢者集合住宅の整備費等	
○食品衛生費（食品衛生営業許可等手数料）	
○清掃費の見直し	
○【態容補正】農業委員会運営費	
○建築紛争予防調整事務費	
○建築審査会運営費	
○道路維持補修費	
○道路占用許可取締事務費（道路占用料）	
○公園使用料・占用料	
○【投資】物価高騰対策	
3. その他	1項目
○公共施設改築工事費の臨時的算定	

踏まえてもなお、都の予算である  
ことを理由に都側が議論に応じな  
いのであれば、今後も国に対して  
制度改正を求めざるを得ないと反  
論しました。

### 令和6年度財調フレーム協議

#### ◆財源見通し

財調交付金の財源となる調整税  
等は、固定資産税が増となったこ  
となどにより、2兆1894億円、  
今年度と比べ、792億円、3・  
8%の増となりました。

財調交付金総額は、1兆2160  
億円、1・8%の増となりました。

基準財政収入額は、「令和6年  
度税制改正大綱」における個人住  
民税の定額減税の影響に伴う地方  
特例交付金の増などにより、1兆  
3822億円、今年度と比べ、587  
億円、4・4%の増となりました。

基準財政需要額は、各区の実績  
を踏まえた算定項目の充実や改善  
を行った結果、2兆5374億円、  
今年度と比べ、792億円、3・  
2%の増となりました。

#### ◆主な課題の協議結果

個別の課題については、以下の  
ような協議が行われました。

#### ○清掃費の見直し

「標準区ごみ量については、3  
年程度を基本に見直す」という都  
区の確認をもとに、全体の見直し  
を提案し、多くの項目において都  
区双方の見解を一致させることが

できました。

しかし、各区におけるプラス  
チックリサイクルの実態を反映さ  
せるための態容補正新設などに  
ついて、都側からは、プラスチック  
リサイクルに係る経費の補正化だ  
けでなく、資源回収事業費全体の  
算定方法について、検証すること  
が不可欠であるなど見解が示さ  
れ、都区双方の見解を一致させる  
ことができず、次年度以降改めて  
提案を行うことと整理しました。

#### ○高校生等医療費助成事業費

特別区の実態を踏まえた特別区  
域のサービスマン標準が妥当であるこ  
とを主張しましたが、都側は昨年  
度協議から引き続き、現行の都基  
準による算定が妥当とし、協議不  
調となりました。

なお、普通交付金の財源を踏ま  
えた対応として、公共施設改築工  
事費の臨時的算定を行うこととな  
りました。

### 令和5年度財調再調整協議

市町村民税法人分の増などによ  
り、追加需要算定可能額は最終的  
に533億円となりました。

協議の結果、「国民健康保険事  
業助成費（産前産後保険料免除）」、  
「国民健康保険事業助成費（出産  
育児一時金）」、「予防接種助成事  
業費（带状疱疹ワクチン）」、「予  
防接種費（ヒブワクチン）」、「商  
工振興費（中小企業関連資金融資

あっせん事業（緊急対策分）」、  
「標準給単価等の見直し」、「物価  
高騰対策」、「首都直下地震等に対  
する防災・減災対策としての公共

施設改築経費」、「義務教育施設の  
新築・増築等経費の起債充当除  
外」の追加算定が行われることに  
なりました。

表2 令和6年度都区財政調整（フレーム対比）（単位：百万円、%）

区分	令和6年度 当初見込ア	令和5年度 当初見込イ	差引増△減 ウ=ア-イ	増減率 エ=ウ/イ	
調整税等	固定資産税	1,476,991	1,426,136	50,855	3.6
	市町村民税法人分	622,257	598,533	23,724	4.0
	特別土地保有税	10	10	0	0.0
	法人事業税交付対象額	89,981	85,349	4,632	5.4
	固定資産税減収補填特別交付金	128	126	2	1.6
	計(A)	2,189,367	2,110,153	79,214	3.8
	(A)×55.1%	1,206,341	1,162,695	43,646	3.8
交付額	精算分	9,668	31,722	△22,054	-
	交付金総額(B)	1,216,009	1,194,416	21,593	1.8
	普通交付金分(B)×95%	1,155,208	1,134,696	20,512	1.8
	基準財政収入額(C)	1,382,196	1,323,513	58,683	4.4
内訳	特別区民税	951,890	945,169	6,721	0.7
	地方消費税交付金	232,348	237,019	△4,671	△2.0
	その他	197,958	141,325	56,633	40.1
	基準財政需要額(D)	2,537,405	2,458,209	79,196	3.2
内訳	経常的経費	1,912,374	1,958,564	46,190	2.4
	投資的経費	625,030	499,645	125,385	25.1
	差引(D-C)	1,155,208	1,134,696	20,512	1.8

※端数処理の関係上、縦横の計が合わない場合があります。

## 第4回都区協議会

以上の協議結果を踏まえ、1月29日に開催された都区協議会において、最終的に合意されました。

会議の席上、区側委員を代表して吉住健一特別区長会会長が発言した内容は表3のとおりです。

都区協議会の詳細については、左記ホームページにて、録画映像の視聴が可能です。

<https://www.youtube.com/channel/UCoYwTcG310wrmMwhXqndEQ>  
(特別区長会事務局)

表3 都区協議会における特別区長会会長発言要旨

今年度の都区財政調整協議は、物価高騰による経済への影響など、都区を取り巻く財政環境の先行きを見通すことが難しい状況下での協議となった。

都区財政調整協議上の大きな課題である、区立児童相談所の設置に伴う配分割合の見直しについては、現在、精力的に議論を行っている、区立児童相談所の事務の財調上の位置付けに関する都区のプロジェクトチームでの検討結果を踏まえたうえで、協議を行うこととなっている。

この課題以外に、都区の合意事項である配分割合の変更事由は生じないと判断をして、現行の配分割合である55.1%のもとでの対策を講ずるべく、協議に臨んだ。

協議の結果、物価高騰対策など、区側提案の多くが反映できることとなった。これは、都区双方の努力の成果だと考えている。

一方、協議の中で引き続き解決が図られない課題がある。

特別交付金の割合の引下げ、都市計画交付金の改善については、見解の相違があり、引き続きの議論を行うこととなった。

これらの課題については、これまでも議論が続いているが、制度の相互理解と協力関係が深まるよう、議論をしていきたいと考える。

他方、都と区が連携して取り組むべき課題も山積していることから、宿題は宿題として、未来志向の意見交換ができるよう東京都と区長会はより緊密なコミュニケーションを取れるようお互いに心掛けて参りたいと考える。

今なお続く、物価高騰の長期化への対応や安全・安心なまちづくり、また少子・高齢化対策など、取り組むべき喫緊の課題が山積している。

今後とも、都と特別区がこれまでに以上に連携を深め、この難局を乗り越えていかなければならないと考えている。

都区が真摯に協議を重ねながら、諸課題の解決に当たっていくことを期待して、協議案を了承する。



令和5年度第4回都区協議会（令和6年1月29日）

## 東京都知事と特別区長との意見交換会が開催されました

東京都知事と特別区長との意見交換会が1月29日、都区協議会に引き続き東京都庁で開催されました。

「防災対策について（マンシオン防災）」をテーマに公開で実施された意見交換会には、吉住健一会長（新宿区長）、前川耀男副会長（練馬区長）、服部征夫幹事（台東区長）、森澤恭子幹事（品川区長）、酒井直人幹事（中野区長）、山本亨幹事（墨田区長）が出席しました。

はじめに、原田智総危機管理監から、都の防災対策の全般や、喫緊の課題であるマンシオン防災の推進に係る今後の施策等について説明がありました。

吉住会長からは、冒頭、能登半島地震により被災された方々へお見舞いの言葉が述べられたあと、各区においても、いつ起こるか分からない震災に備えて災害対策を効果的に進めるためには、公助とあわせて、自助、共助の担い手である住民、地域、企業等の理解と協力が不可欠であり、日頃から区民への情報提供を、正確かつ丁寧に行うことが何より重要であるとの発言がありました。そのうえで、「マンシオン防災」については、①都が実施する「東京とどまるマンシオン普及促進事業」について引き続き事業の拡充を検討していきたいこと、②マンシオン耐震化の一層の促進について、都区の連携のもと、スピード感をもって推進していくこと、③マンシオン防災対策の普及啓発の強化につ

いて、各家庭における備蓄の必要性の啓発や、在宅避難のさらなる普及に繋がる効果的な周知・啓発を連携して進めていくこと、④地域と連携した防災対策の推進について、地域防災力を高めるため、防災対策の推進に共に協力して取り組むこと、⑤各区のマンシオン防災対策推進事業に対する支援について、さらなる財政支援を検討していきたいこと等の発言がありました。

これに引き続き、各区長からは、各区の取り組みとして、マンシオン管理組合等が整備する防災設備に要する費用の一部補助や助成の拡充、多様な主体が参加する共助のモデル作りのための新たな防災訓練の立ち上げ等について発言があったほか、普及啓発の面では、マスメディア等を活用した在宅避難の促進に向けた啓発、居住の流動性が高い若年層や外国人向けに特化した防災対策の啓発、また、不動産事業者やエレベーター保守事業者等に対するマンシオン防災の啓発を求める発言等がありました。

これに対し、知事からは、都では「TOKYO強靱化プロジェクト」をアップグレードし、ハードとソフトの両面から対策強化・拡充を図っていることや、強靱で持続可能な東京の実現に向けて、都区の一層緊密な連携が欠かせないこと、また具体的な行動を、スピード感を持って展開していきたい等の回答がありました。

意見交換の詳細については、東京都のホームページにて、会議録画映像及び会議録の閲覧ができます。

(特別区長会事務局)

# 全国市長会要望事項 特別区長会案まとまる

## 全国市長会要望の 取りまとめ

国の施策及び予算に関する特別区長会の要望は、特別区特有の課題を除き、全国市長会を通じて要望することとし、毎年要望事項を取りまとめています。

令和7年度に向けた要望については、副区長会から下命を受けた企画・財政担当部長会が、各区から提出された要望事項の中から、表のとおり（ゴシックは新規事項）、19事項を選定し、2月16日の区長会総会です承されました。

## 今後の予定

今回取りまとめた特別区長会案は、今後、東京都市長会の要望事項と調整し、東京都市長会案として東京都市長会総会に諮られる予定です。

その後、全国市長会関東支部総会を経て、6月の全国市長会議で全国市長会要望事項として決定され、要望活動が行われることとなります。

（特別区長会事務局）

## 令和7年度 全国市長会要望 特別区長会案の概要

1 地方分権の推進と都市行財政の充実強化について	
(1) 地方分権改革の推進について	<ul style="list-style-type: none"> <li>基礎自治体が地域の総合的な行政主体としての役割を果たせる改革を早期に完成させること。</li> <li>地方自治体間における財政力格差の是正について、国から地方への税源移譲等、国の責任で地方税財源総体を拡充して財政措置を行うこと。</li> <li>地域の実情に見合った実質的な税源の移譲を行うこと。その際は、大都市圏特有の行政需要をはじめとした地方交付税不交付団体の財政需要にも十分配慮すること。</li> <li>偏在性が小さく安定性を備えた地方税中心の税体系について、地方との合意に基づきながら再構築すること。</li> <li>地方財政に大きな影響を与える税制改正を行う際、国の責任において、確実な代替財源を確保し、地方交付税不交付団体を含む全ての自治体に影響を与えないこと。</li> <li>国庫補助負担金制度について、国と地方の役割分担を明確にし、地方に超過負担が生じないよう、国の責任において全額措置すること。</li> <li>ふるさと納税制度について、様々な問題に対処するよう制度の廃止を含めた抜本的な見直しを行うこと。</li> <li>寄付金額に対する控除額等についての見直しや、地方交付税によらない財政措置を講じること。ワンストップ特例制度については、所得税相当分を国が全額補填すること。</li> <li>地方消費税の清算基準について、「税収を最終消費地に帰属させる」という制度本来の趣旨に沿った基準を用いるよう、是正すること。</li> <li>公立小中学校教職員の人事権について、財源と併せて移譲すること。</li> </ul>
(2) 地方交付税について	<ul style="list-style-type: none"> <li>大都市圏特有の行政需要等について、都市自治体の実態を適正に基準財政需要額に反映させるとともに、地方交付税総額の確保、及び財源調整・財源保障の強化を図ること。</li> </ul>
(3) 行政のデジタル化の推進について	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報システムの標準化に係る経費について、自治体の負担が生じることがないよう、標準化が完了するまで、地方交付税によらず、全額国庫負担とすること。</li> <li>デジタル基盤改革支援補助金の返還要件について見直しを行うとともに、標準化移行に当たって、各自治体の進捗状況、及びベンダーの対応状況等を踏まえ、実態に即した移行期限を設定すること。</li> <li>標準化に係る全ての仕様について、速やかに公開するとともに、大都市を含めた全ての自治体が対応可能なものとする。</li> </ul>
(4) 社会保障・税番号制度の運用について	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会保障・税番号制度の運用に関する経費について、全額国庫負担とすること。</li> <li>マイナンバーカードの更新手続等について、自治体の窓口を介さず、マイナポータル等で手続が可能となるよう、制度の見直しを行うこと。</li> <li>マイナンバーカードと被保険者証の一体化について、自治体に過度な負担を生じさせないよう、国の責任において適切な措置を講じること。【新規】</li> </ul>
(5) 国有地の活用について	<ul style="list-style-type: none"> <li>国有地の貸付に当たって、用途を限定しない優遇措置、貸付料・更新料の低減による負担軽減等、更なる支援の拡充や制度の見直しを行うこと。</li> </ul>
2 福祉行政と地域保健医療対策の充実強化について	
(1) 国民健康保険制度の充実について	<ul style="list-style-type: none"> <li>定率国庫負担割合の増加や調整交付金の財政調整分を別枠とするなど、国庫負担を充実させ、国保財政基盤の強化拡充と被保険者の保険料負担軽減を図ること。</li> <li>高額医療費の保険給付に対する特別な財政支援など、被保険者の保険料負担や保険者の財政負担が急激に増えることのないよう、必要な措置を講じること。</li> <li>後発医薬品の使用促進について、新設される金額ベースの普及目標の達成に向け、供給不足が続く状況も踏まえた必要な措置を講じること。</li> <li>子育て世帯の負担軽減を図るため、子どもに係る均等割保険料の軽減について、対象者を未就学児までとする制限の撤廃及び軽減割合の拡大を早急に実施すること。</li> <li>外国人の適正な資格管理、海外療養費、海外出産に伴う出産育児一時金の支給等、国外での発生事由に基づく保険料給付事業の適正な執行のための必要な措置を講じること。</li> <li>流行初期医療確保措置や少子化対策財源の「支援金」制度等、負担に対する給付が伴っていない制度の導入について、被保険者の負担が増えることがないよう、国民健康保険制度とは切り離れた対策を講じること。【新規】</li> </ul>
(2) 介護保険制度の充実について	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域特性に応じた質の高い安定したサービスを提供するため、介護人材の確保、及び定着に向けた取組を強化するとともに、介護報酬をサービスの実態に即した適切な金額に設定すること。</li> <li>介護給付費等を確実に交付し、各保険者間の所得格差に対する財政措置について、これまでの調整交付金とは別枠で対応すること。</li> <li>低所得者に対する介護保険料や利用料の軽減策について、国の責任において、必要な財政措置を含め、総合的かつ統一的な対策を講じよう、抜本的な見直しを行うこと。</li> <li>被保険者の介護保険料の抑制を図るため、国の負担割合を上げること。</li> <li>介護サービスの基盤整備として、施設整備や大規模改修に係る補助単価及び補助率の引き上げを行うこと。</li> <li>小規模多機能型居宅介護の普及・促進を図るため、運営基準や規制の緩和を行うこと。</li> </ul>

(3)	子育て支援策の充実について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市区町村の施策の状況を踏まえた、子ども・子育て支援新制度における公定価格及び配置基準の見直しや、算定方法及び地域区分の見直しにより、制度の充実・改善を図ること。</li> <li>・子ども医療費助成制度を創設し、所得制限及び自己負担を設けず、0歳児から高校生相当年齢までを助成対象とすること。</li> <li>・保育対策総合支援事業費補助金制度における賃貸物件による保育所改修費等への補助について、基準額、及び補助率を引上げるとともに、2か年に渡る整備への補助を可能とするなど、制度をより拡充させること。</li> <li>・放課後児童クラブについて、量的拡充を図るとともに多様化するニーズに対応するため、施設整備費や物件の賃借料、運営費などの補助基準額、及び補助率を引上げること。</li> <li>・保育士等の子育て支援に必要な人材確保、及び定着を推進するため、国において処遇改善に要する財源を確保すること。特に保育士等宿舍借り上げ支援事業への補助については、事業内容を充実させて継続すること。</li> <li>・子育て世代の経済的負担の軽減、及び貧困の世代間連鎖解消等を図るため、児童扶養手当等を拡充すること。</li> <li>・幼児教育・保育における給食費の取扱いが自治体間で統一的な対応となるよう、必要な財源措置を講じること。</li> </ul>
(4)	障害者福祉施策の充実について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市区町村が障害者総合支援法に基づく事業を安定的に運営できるよう、障害者の生活実態やニーズ等、地域の実情や事業の性質、相談支援専門員の職責等を十分に踏まえ、市区町村の超過負担が生じないよう、必要な財源を確保すること。</li> <li>・民間事業者が行う施設整備に対して必要な予算措置を行うとともに、医療的ケアを含む重度障害者の受入れを進めていくに当たり安定的な運営が行えるよう、障害福祉サービス報酬などの拡充を図ること。</li> <li>・<b>障害福祉人材の確保、育成、定着に係る財政措置や処遇改善等の必要な措置を講じること。【新規】</b></li> <li>・医療的ケア児の夕方長時間の通所について、サービス報酬により評価する仕組みとするとともに、障害者通所支援事業を活用した保護者の離職防止に取り組んでいる市区町村への財政措置を早急に講じること。</li> </ul>
(5)	生活保護、生活困窮者対策の充実について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の生活保護費の負担割合を改め、自治体負担となっているケースワーカーなどの人件費や事務費等の必要な経費は、全額国庫負担とすること。</li> <li>・生活困窮者自立支援法に基づく事業について、自治体が負担している人件費や事務費等も含めた必要な経費は、全額国庫負担とすること。</li> <li>・生活困窮者自立支援制度、及び生活保護制度の見直しにより、今後実施される事業等について、十分な準備・経過期間を設けるとともに、人件費や事務費等、必要な経費は全額国庫負担とすること。</li> <li>・生活保護適正実施推進事業や自立支援プログラム策定実施推進事業等の生活保護制度を補完する事業を継続的に実施できるよう、全額国庫負担とすること。</li> <li>・高齢者世帯について、現行制度から分離した金銭給付に特化する新たな生活保障の仕組みを創設するなど、抜本的な改革を行うこと。</li> <li>・生活保護における相談・訪問業務の質の確保や量的な拡充を図るため、ケースワーク業務について外部委託ができる範囲を広げるとともに、外部委託に対する財政措置を講じること。</li> <li>・基準生活費に冬季加算同様、酷暑等に対応できるよう、夏季加算を新設すること。</li> </ul>
(6)	予防接種の充実について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の予防接種も含め、国の責任において財源を地方交付税によらずに全額国庫負担とすること。</li> </ul>
<b>3 都市基盤及び災害対策の充実強化について</b>		
(1)	道路・街路等の整備促進について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京外かく環状道路の整備について、完成時期を明確にしたうえで、必要な予算を確保し、早期完成を目指すこと。その際、陥没事故による周辺環境の調査の徹底と再発防止対策を検討し、対策を講じるなど十分に安全を確保すること。</li> <li>・電線類の地中化の推進のため、補助制度の充実等、財政的な支援を行うこと。特に電線管理者への財政支援の拡充を図ること。</li> <li>・<b>公共インフラの老朽化対策として、先端技術の導入等技術面での支援、維持管理基準の設定等制度面での支援と併せ、財政支援の拡充を図ること。【新規】</b></li> </ul>
(2)	交通・輸送対策の充実について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連続立体交差事業について、早期実現に向けて、安定的な財政措置を講じること。</li> <li>・「東京圏の都市鉄道が目指すべき姿」を実現するうえで意義のあるプロジェクトと位置づけられた路線」について、早期実現、及び着実な推進に向けた支援策を充実させること。</li> <li>・自転車法を改正し、鉄道事業者に駅周辺への自転車等駐車場の設置を含む対応策を義務付けるとともに、道路管理者等へ有償で貸与している駐車場設置のための鉄道用地について無償貸与とすること。</li> <li>・都市部で運行しているコミュニティバス等に対して、必要な財政支援を行うこと。また、路線縮小や運行本数の減少の一因である乗務員不足に対し、適切な措置を講じること。【新規】</li> </ul>
(3)	災害対策の充実について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>能登半島地震の甚大な被害状況も踏まえ、災害時の緊急交通路の通行を確保するため、国・都道府県・市区町村等が管理する道路の被害情報を共有するためのシステムの構築を講じること。【新規】</b></li> <li>・洪水・高潮・津波から都市機能を保全し、住民の生命・財産を守るため、高規格堤防整備事業について、制度設計の見直しを行い、事業を推進すること。</li> <li>・大規模水害時における、自治体の枠を超えた広域避難を迅速かつ統一的行うための体制を早期に整備すること。</li> <li>・擁壁やがけの安全性を高めることにより、大規模な土砂災害を防止するため、擁壁等の対策工事に対する支援策を拡充すること。</li> <li>・帰宅困難者対策を実施する事業所等への支援拡充や、備蓄物資確保等の市区町村独自の取組に対する財政措置を講じるとともに、一時滞在施設における事故等について、国が補償する姿勢を明確にすること。</li> <li>・避難行動要支援者に係る災害時個別避難計画の策定に当たり、参画した相談支援専門員や居宅介護支援専門員に対する報酬体系を整備すること。</li> <li>・災害廃棄物処理を迅速かつ適切に行えるよう、仮置場の確保や医療系を含む廃棄物の広域処理等、積極的な支援を行うこと。</li> </ul>
(4)	緑化対策の推進について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相続等による生産緑地の買取申出に対し、自治体の土地取得費用への財政措置を講じること。【新規】</li> </ul>
<b>4 生活環境の整備促進について</b>		
(1)	廃棄物処理対策の強化について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・拡大生産者責任の原則に基づき、事業者が主体となるリサイクルシステムを確立し、事業者の応分の費用負担を明確化すること。</li> <li>・容器包装リサイクル法について、市区町村の責務とされている収集・運搬、選別・保管等に係る経費負担の軽減と、独自に資源化を行う自治体、又は特定事業者への支援制度を導入すること。</li> <li>・「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」について、市区町村の負担とされている廃プラスチック類の再資源化に係る収集運搬・中間処理・再商品化経費を事業者が適切に負担するとともに、消費者、事業者、及び市区町村が連携してリサイクルを推進できるよう、それぞれの役割分担を明確化すること。</li> </ul>
(2)	地球温暖化防止対策の推進について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体における施設のZEB化や省エネルギー対策の推進、再生可能エネルギーの拡充等への取組に対する技術的・財政的支援の充実を図ること。</li> <li>・民間事業者に対するZEBの普及・啓発活動に係る財政支援や、EA21取得費用等の補助に係る財政支援を行うこと。</li> </ul>
<b>5 教育文化行政の充実強化について</b>		
(1)	学校教育・文化行政の充実について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少人数指導の推進を図るための教職員の適正配置に係る財政措置を行うとともに、教育の質を確保する体制を整備すること。</li> <li>・医療的ケア児の通常学級での受入れに当たり、個々の医療的ケア児の実情に即した環境整備、及び医療的ケアを行う看護師等の配置に対する財政措置を講じること。</li> <li>・ICT環境の整備、及び利活用を推進するための十分な財源措置を講ずること。特にGIGAスクール構想の実現に関する補助金について、地域の実情に即して、後年度負担等も含め補助対象を拡充すること。</li> <li>・社会全体での子育ての支援の一つとして、学校給食法を改正のうえ、市区町村の負担が生じることがないように、学校給食の無償化を定着させるために必要な財源措置を早期に講じること。</li> <li>・<b>不登校児童・生徒数の増加、ヤングケアラー等の対応のため、スクールソーシャルワーカーの拡充に向けた更なる財政措置を講じること。【新規】</b></li> <li>・<b>児童の学力向上や教職員の負担軽減のため、教職員不足を解消する措置を講じるとともに、欠員が生じても学校運営に支障をきたさないよう、教職員定数の改善を行うこと。【新規】</b></li> </ul>
(2)	公立学校施設の整備について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新增築・改築・改修事業等を計画的に推進できるよう、国庫補助の対象拡大、及び地域の実情に即した単価の見直しなど、財政支援の拡充を図ること。</li> </ul>

# 令和6年度の特別区国民健康保険 基準保険料率が決まりました

特別区長会は、令和6年2月の総会で、統一保険料方式による令和6年度の特別区国民健康保険基準保険料率を策定しました。

## ○経緯

国民健康保険は、平成30年度の制度改正により、都道府県が財政運営の責任主体として加わり、都道府県単位での広域的な運用が行われています。

具体的には、区市町村が被保険者から必要な保険料を徴収して、都道府県の定める納付金を都道府県に納め、都道府県が保険給付に必要な費用を区市町村に交付するしくみとなっています。

特別区では、平成29年度まで、同じ所得、同じ世帯構成であれば各区とも同じ保険料となるよう統一的な調整を行ってきましたが、平成30年度からは、「将来的な方向性（都内保険料水準の統一、医療費の適正化、収納率の向上、法定外繰入の解消又は縮減）に沿って段階的に移行すべく23区統一で対応する。ただし、この水準を参考に各区独自に対応することも可とする。」という区長会の申し合せ（平成29年11月）に基づき運用しています。

## 令和6年度の算定

### ○賦課総額

保険料率は、都が示す納付金等をもとに保険料として賦課する総額（賦課総額）を設定して算定します。設定にあたり、特別区では、平成30年度の制度改正に伴う急激

な保険料の負担増に対応するため、独自に激変緩和措置を実施しています。納付金の全額を賦課総額とはせず、平成30年度は94%を組み入れ、以後、国の激変緩和措置期間である6年間を目的に、毎年度この割合を1%ずつ引き上げることとし、法定外繰入の段階的な縮減をしながら対応しています。

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症に基づく特殊な状況や物価高騰の影響も鑑み、独自激変緩和割合を据え置いたうえで、基礎分に追加で一般財源を投入し、設定しました。

令和6年度の保険料算定では、独自激変緩和措置の最終年度であり、納付金の100%を賦課総額とする予定でしたが、2回据え置いたことで当初から遅れた2年間分を延長し、令和8年度までとすることとしました。

### ○基準保険料率

これに則り、令和6年度は、納付金の98.0%を賦課総額としたうえで、新型コロナウイルス感染症等の特殊な影響を考慮して、令和5年度同様、基礎分に追加で一般財源を投入し、設定しました。

以上の考え方で算定した結果、令和6年度の、被保険者の医療費に係る「基礎分」、後期高齢者医療制度に拠出する「後期高齢者支援金分」及び介護保険の第2号被保険者の保険料を納付する「介護納付金分」の所得割率及び均等割額は、下表のとおりとなりました。

### ○賦課割合

保険料は、所得に応じて賦課する「所得割」と、被保険者全員に等しく賦課する「均等割」で構成され、その割合を「賦課割合」といいます。

賦課割合は、負担の公平の観点から比率の均衡が求められ、全国での割合を50対50としたうえで、各都道府県の所得水準を反映する

ことが原則となっています。

令和6年度は、特別区の区域全体で前年度と同じ、所得割58対均等割42となりましたので、この割合を用いることとしました。

### ○賦課限度額

国の方針に従い、賦課限度額を引き上げ、中間所得層や低所得層の負担を軽減することとしました。

特別区国民健康保険基準保険料率等（令和6年度と5年度の比較）

	6年度		5年度		対前年度増減	
	6年度	5年度	6年度	5年度		
基礎分・後期高齢者 支援金分	一般被保険者数	1,707千人	1,769千人		62千人減	
	賦課総額	2,672億円	2,537億円		135億円増	
	賦課割合（所得割：均等割）	58：42	58：42		同割合	
	所得割率	11.49%	9.59%	基礎分	7.17%	1.90ポイント増
				支援金分	2.42%	
	均等割額（年額）	65,600円	60,100円	基礎分	45,000円	5,500円増
				支援金分	15,100円	
1人当たり保険料（年額）	156,520円	143,363円	基礎分	107,348円	13,157円増	
			支援金分	36,015円		
賦課限度額	890,000円	870,000円	基礎分	650,000円	2万円増	
			支援金分	220,000円		
介護納付金分	介護保険第2号被保険者数	624千人	657千人		33千人減	
	賦課総額	247億円	255億円		8億円減	
	賦課割合（所得割：均等割）	58：42	58：42		同割合	
	所得割率	2.36%		各区設定	—	
	均等割額（年額）	16,500円	16,200円		300円増	
	1人当たり保険料（年額）	39,499円	38,808円		691円増	
	賦課限度額	170,000円	170,000円		同額	

# オール東京62市区町村共同事業 「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」 ～令和6年度事業が決定しました～



イメージキャラクター  
ドングリの精「シーナ」

## 令和6年度の事業計画一覧

事業名	主な事業内容
①標準算定手法による温室効果ガス排出量算定の共有化推進	○62市区町村の温室効果ガスの排出量を算定し、その結果を公表します。 ○市区町村のデータ活用を支援します。
②各団体の実施する事業との連携	○62市区町村の実施事業に、1市区町村100万円を限度として助成します。 ○市区町村の成果をHP「ECOネット東京62」上でPRします。
③ホームページの維持管理	○プロジェクトの取組や62市区町村の環境事業などを紹介するHP「ECOネット東京62」を運営し、事業のPRやCO <sub>2</sub> 削減につながる活動の普及・啓発を行います。
④気候変動対策支援事業	○令和5年度まで実施した「気候変動対策に関する調査研究事業」の成果を引き継ぎ、各自治体のニーズや地域特性を踏まえたテーマ設定や対策の具体化を図り、市区町村の取組の支援を行います。
⑤オール東京62環境担当者研修会	○市区町村の実情やニーズを踏まえ、複数のテーマを用意し環境分野の知見等に関する研修を行います（6回程度/年）。 ○情報共有の場の設定、市区町村の職員が参加しやすいようリモート方式等の活用を行います。講義、ワークショップ等により研修を実施します。
⑥市区町村等主催イベントでのPR、普及啓発展示	○62市区町村等が主催するイベントへの出展等を通じて、プロジェクトのPRやCO <sub>2</sub> 削減につながる活動の普及啓発を行います（15回程度/年）。

「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」は、平成19年度に東京都内の全62市区町村で立ち上げ、特別区長会、東京都市長会、東京都町村会の主催、（公財）東京市町村自治調査会、（公財）特別区協議会の企画運営にて実施しています。

令和6年度の事業について、2月に開催のオール東京62市区町村共同事業推進会議で決定されました。各事業は、これまでの事業の検証及び今後の事業の検討をもとに、国等の環境施策の動向も踏まえながら、より効果的な事業と なっています。

主な事業は次のとおりです。

●標準算定手法による温室効果ガス排出量算定の共有化推進  
温室効果ガス排出量は、各自治体における地球温暖化防止に関する環境関係の計画策定や諸施策を実施する上で、必要不可欠な基礎データです。  
本事業にて開発した標準算定手法に基づき、62市区町村の温室効果ガスの排出量を算定し、その結果を公表します。

●気候変動対策支援事業  
これまで気候変動に対する「緩和策」と「適応策」に係る課題や取組の意義など、実効性のある取組ができるように、研究を進めてきました。一方、各自治体における取組について、その規模や地域特性が一律でないことから進捗に差が生じています。  
このため、各自治体の規模や地域特性に応じた事業を実施し、62市区町村が実効性ある取組を推進できるよう支援を行います。

●オール東京62環境担当者研修会  
環境分野を取り巻く情勢は年々変化しており、市区町村が環境行政を効果的に推進するためには、担当する職員の能力の開発、資質の向上が従来にも増して重要となつていきます。このことを踏まえ、環境分野の知見等を基礎自治体向けに整理し、体系的に学ぶ機会として、担当職員向けの研修会を年間6回程度開催します。

●市区町村等主催イベントでのPR、普及啓発展示  
プロジェクトの各種事業のPRやCO<sub>2</sub>削減につながる活動の普及啓発を行うため、都内市区町村等と連携し、各団体が主催する住民祭や環境フェア等のイベントにパネルや動画コンテンツ、ワークショップを出展します。

また、環境学習施設や庁舎で行う展示等の際に、希望する市区町村に「PR・普及啓発展示物」の貸出しを行い、プロジェクトの活動を紹介します。

令和6年度は、15回程度の出展を予定していますが、イベント出展によらない普及啓発やプロジェクトのPRにも取り組みます。

みどり東京・温暖化防止  
プロジェクトホームページ  
「ECOネット東京62」  
<https://all62.jp/>

（特別区長会事務局・特別区協議会事業部）

# 「管理職昇任前研修」を実施しました

管理職としての意識の醸成や昇任後の職務に対する不安の軽減を図るため、例年、12月と1月に管理職昇任前研修を開催しています。今年度は、管理職選考制度の改正に伴い、管理職昇任予定者が計画的に研修を受講できるように、研修時期を追加し、研修を基本と演習に分化して実施しました。

8月及び12月の研修は「管理職昇任前研修（基本）」として、管理職に必要な知識・能力の習得をねらいとした講義等を2日間実施し、267名が受講しました。

また、1月の研修は「管理職昇任前研修（演習）」として、ロールプレイング等を3日間実施し、249名が受講しました。

本研修の研修生及び講師の感想を紹介します。

足立区福祉部  
福祉管理課 地域保健福祉計画・  
重層的支援体制整備担当係長  
大北 有慶（研修生）

研修を受講するまでは、自分たちに必要なこととはいえ、不安と5日間職場を離れることへの焦りでいっぱいでしたが、今こうして振り返ると、「受講してよかった」と、ここまで思えた研修は他にありません。

12月の研修初日、会場に一步入ったとき、それぞれ動機や思いは違えど、特別区で管理職になるという同じ志を持った



管理職昇任前研修（基本）

職員がこれだけ多くいることに、心強くもあり、「自分も頑張ろう」という気持ちが一層強くなりました。

座学や個人研究・班討議・ロールプレイング形式での答弁演習などを通じて、管理職としての姿勢や持つべき視点・答弁のノウハウ・職場や事業のマネジメントなど、様々なスキルを吸収することができました。

また、事案への対応検討においては、研修生間でも様々な考え方や捉え方があり、私自身も多くの気づきを得ることができました。

今回学んだことと、研修でできた他区の仲間との絆を糧に、管理職として特別区政の一翼を担っていく自覚を、やりがいに変えて、これからの日々を精進していきます。

最後に、自分たちのためにお力添えくださった講師の方々、研修所事務局、1月の研修クラス・班のメンバー、研修で不在の間業務をカバーしてくれた職場の皆さまに御礼申し上げます。本当にありがとうございます。

## カリキュラム

〔基本〕会場：(8月) 日本教育会館  
(12月) CIVI研修センター日本橋  
〔演習〕会場：特別区職員研修所、エッサム神田ホール1号館

日程	教 科 目
8月 22日・23日	危機管理
	特別区における労使関係
	労使関係における組合の立場
12月 19日・21日	議会対応について
	不当要求対応（講義・ロールプレイング）
	特別区の現状と課題 講話
1月10日 1月17日	交渉事例演習（ロールプレイング）
1月11日 1月18日	交渉事例演習（ロールプレイング）
	管理職の意思決定（インバスケットゲーム）、 職場のマネジメント（講義・演習）
1月12日 1月19日	管理職の意思決定（インバスケットゲーム）、 職場のマネジメント（講義・演習）
	事業のマネジメント（講義・演習）



管理職昇任前研修（演習）

課題に対し、日々意の報告、区長、副区長へのマスコミ対応などの途切れることのない課題に対し、日々意

特別区人事・厚生事務組合  
特別区職員研修所教務第2課長  
保志 幸子（講師）

1月に3日間実施した研修の様子をご紹介します。

4年ぶりに感染症対策を緩和し、全員による自己紹介からスタートしました。管理職に就くことへの不安と同時に覚悟や希望が語られ、また研修生同士の関係づくりへの期待も伝わりました。

第1の課題「ロールプレイング」は、労使交渉、議会対応、住民説明会の場面の演習で、相対する役を班ごとに交替して行いました。課長役は、相手側からの質問に即座に答えながら、事案の法的根拠、現状認識、安全確保策、今後の対応方針などを説明します。

「頭が真っ白になりました」などの感想がありつつも、誠心誠意対応している様子からは、今後区民と協働関係を創り出す逞しく信頼できる課長の姿が想像されました。

第2の課題は、「管理職の意思決定と職場のマネジメント」でした。

課長は、職員指導、区長、副区長への報告、区民対応、マスコミ対応などの途切れることのない課題に対し、日々意

思決定し、部下と共に解決していかなくてはなりません。班討議では、職員指導経験が豊富な方の発言に説得力があったように感じられました。

第3の課題は、「事業のマネジメント」でした。区の一大プロジェクトの準備計画を班ごとに立案していきます。班討議を重ねるごとに計画案に工夫が加えられ、発表の段階では各班とも自信を持ってプレゼンが行われました。まさに区で事業を立ち上げているような、所属を超えて専門性を発揮する連携を体験しました。

研修の最後は、管理職昇任に向けた決意表明でした。正直で切実な語りに互いがじっくり耳を傾けました。福祉の充実や区民の生活環境の改善など職務上の目標はさまざまでしたが、「職員が安心できる関係性の中で働けるよう力を尽くしたい」という決意は共通していました。この研修での出会いをいつまでも大切にしたいとの言葉に温かく背中を押され、終了となりました。

本研修は、登場人物は全て研修生、全科目演習というハードな内容でしたが、研修生の皆さんには、全ての課題に真剣に取り組んでいただきました。どうぞ自信と情熱を持って管理職としての第一歩を踏み出してください。皆さんが各職場で活躍し、特別区の明るい未来が創り出されていくことを心から願っています。

最後に、本研修にご協力いただいた関係者の皆様にも御礼申し上げます。

（特別区職員研修所）

# 特別区職員研修所からのご案内

## 5月の研修メニューを紹介します

## ●ピックアップ研修

### 研修名:保育・子育て(第1回)

日時:5月14日(火)・  
5月16日(木)  
9:00~17:00

対 象: 保育・子育て支援に携わる職務経験1、2年程度の職員

内 容: ・子育て支援と保育者の役割

・保育記録の書き方と活かし方

・あそびを通した子どもの育ちの支援(実技)

・子どもの発達過程の理解と保育者のかかわり方 など

研修名	実施時期	申込条件・メインターゲット(★)
<b>専門研修</b>		
まちづくり(基礎I)①②	①5/7(火) ②5/15(水)	まちづくり事業関連の職場に初めて配属された職員
医薬衛生新任実務	5/14(火)・5/15(水)	医務・薬事業務に従事する職務経験1年程度の職員
戸籍(初級)①	5/21(火)~5/24(金)	初めて戸籍事務を担当する職員
高齢者保健福祉	5月下旬	高齢者保健福祉に携わる職務経験1年程度の職員
まちづくり(特別講座)	5/28(火)	まちづくりに関連する事業を担当する職員
建築主事養成	5月下旬~6月中旬	一級建築基準適合判定資格者検定の受検を検討している職員及び受検資格(一級建築士試験の合格者)を有する職員
<b>児童相談所関連研修</b>		
児童福祉司任用前講習会・指定講習会①(合同実施)	5/9(木)・5/17(金)・ 5/20(月)・5/27(月)・ 5/30(木)・5/31(金)	<u>児童福祉司任用前講習会</u> : 社会福祉主事たる資格を得た後、一定の期間相談援助業務等に従事した職員、子ども家庭福祉に携わる職員等 <u>指定講習会</u> : 保健師、保育士等一定の期間相談援助業務に従事した職員
司法面接①	5月中旬	1 児童相談所、こども家庭センターに勤務する職員 2 子ども家庭福祉・母子保健等に携わる職員
児童福祉司(基礎)I①	5月下旬	子ども家庭福祉・母子保健等に携わる職員
<b>ステップアップ研修</b>		
クレーム対応①	5/13(月)	係長級以下の職員 ★窓口等で区民対応を行っている主任以下の職員
協働型リーダーシップ①	5/17(金)	主任以下の職員 ★リーダーの役割や、上司・部下・同僚との関わり方を学ぶことで、職場のモチベーション向上や業務改善・職場改善に貢献したいと考えている主任の職員
思考力・論理構築力向上①	5/17(金)	係長級以下の職員 ★主任の職員
集客力を高めるチラシ・伝わる資料の作り方①	5/20(月)	主任以下の職員 ★区民向け講座などの企画や募集チラシ作成を担当する主任以下の職員
説明力・交渉力強化①	5/27(月)・5/28(火)	係長級以下の職員 ★区民対応などの業務を円滑に行うため、分かりやすい説明や交渉力を身につけたい主任以下の職員

紙面の都合上、5月に実施する研修の一部を紹介しています。(一部6月に実施する研修を含む。)

※★は、各研修のメインターゲットとなる方についての表記となります。

※研修の募集及び申込は各区の研修担当を通じて行います。なお、区の意向により参加できる研修が異なりますので、各研修の申込方法や申込期限(研修実施日より一ヶ月程度前)については各区研修担当からの案内をご確認ください。

※研修内容の詳細については、特別区職員研修所ホームページ(<https://www.union.tokyo23city.lg.jp/kenshu/kenshujotop/index.html>)もご覧ください。  
(特別区職員研修所)



TOKYO  
METROPOLITAN  
UNIVERSITY

# 東京都立大学 オープンユニバーシティ飯田橋キャンパスより 4月開講講座のご案内です！！

## ●首都圏に生きる若い女性の今

困難を抱え込まされてきた女性のケースから

【講座コード：2411Z002】

2022年5月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（困難女性支援法）が成立し、2024年4月に施行されることになりました。このことをきっかけに、困難に直面している女性たちへの社会的な関心が高まることが期待されます。

とはいえ、そもそも「困難な問題を抱える女性」とは、具体的にはどのような状況に置かれた人たちのことを言うのでしょうか。

困難女性支援法第二条では、「困難な問題を抱える女性」とは「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）」のことであると定義しています。この定義からは、性暴力被害や虐待のサバイバー、経済的に困窮している人、病気や障害のある人などが想像されるかもしれませんが、ただし実際には、そうした困難はしばしば、一人の中に折り重なって存在しています。また、はっきりとは見えにくく、ご本人も「自分よりもっと大変

な人はいる」と真摯に考えるなどして、それが「困難」であるとは認識していないこともあります。そしてその背景には、困難を生み出し続けている社会のしくみがあります。

そこで本講座では、講師が関わってきた調査の結果から、首都圏に生きる若い女性たちの状況を具体的に見ていくことを通じて、いま女性たちが直面している困難の実態に迫ることを試みます。そして、いま何が求められているのかを考えます。

講師：杉田 真衣

東京都立大学人文社会学部人間社会学科 准教授

日時：4月25日（木）

18：30～20：00（全1回）

受講料：1,000円（高校生無料）

場所：オンライン

## ●身近な社会問題と刑事法入門

【講座コード：2411F001】

日々、メディア等で報道されている刑事事件。そして、その中で「殺人罪」や「傷害罪」などの言葉を耳にする機会が多いことかと思えます。しかし、そのような法律の具体的な内容についてまでは知らない、という方もまた多いことでしょう。

本講座は、刑事事件が起こった際に適用される『刑事法』について解説をし、理解を深めていくことを目的としています。特に、近年、社会問題として注目を浴び、法改正等も行われているコンテンツを題材としてとり上げながら講義を行っていきます。

近年、各地で強盗事件が相次いでおり、そのニュースを目にする機会も多いことでしょう。しかし、最近の強盗事件の大半は単独犯ではなく、いわゆる「闇バイト」で集められた者たちが指示のもとに行っている組織的な犯罪であることが明らかになっています。実は闇バイトに関する強盗事件は、刑事法における様々な分野の罪や考え方や概念が関わっています。海外を拠点に指示を出していた者たちが逮捕されたというニュースを耳にしたこともあるでしょう。

たくさんの者が犯行に関わっている強盗事件では、全ての者が同じ罪に問われるというわけではありません。指示をした者、実行した者、単に手助けとなる行為をした者など…それぞれ刑法的にはどのような罪に問われ、それはどのような理由によるものなのか。

本講義では近年社会的に注目を浴びている「闇バイト犯罪」を素材として、刑事法の考え方の基礎について、解説していきます。

講師：里見 聡瞭

東京都立大学法学部法学政治学研究科 助教

日時：4月6日（土）

15：00～16：30（全1回）

受講料：3,000円

場所：オンライン

\* 講座の概要については、東京都立大学オープンユニバーシティパンフレットより引用しております。（特別区協議会事業部）

※特別区職員互助組合員の方は初回のみ、必ずお電話で同組合員である旨と『組合員番号』をお申し出ください。

<問い合わせ先>

東京都立大学オープンユニバーシティ <https://www.ou.tmu.ac.jp/web/>

Tel.03-3288-1050（平日 9：00～17：30）

●パンフレットを無料送付いたします。

# 令和6年第1回特別区人事・厚生事務組合議会定例会の結果

2月16日（金）に第1回定例会が開かれました。付議案件の審議結果は次のとおりです。

## 〈審議結果〉

### ○予算案件

・令和5年度特別区人事・厚生事務組合一般会計補正予算（第3号）  
（可決）

・令和6年度特別区人事・厚生事務組合一般会計予算  
（可決）

・令和6年度特別区人事・厚生事務組合経費分担金について  
（可決）

### ○条例案件

・特別区人事・厚生事務組合職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例（可決）

・特別区人事・厚生事務組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例  
（可決）

### ○人事案件

・特別区人事・厚生事務組合教育委員会教育長の任命同意について  
（同意）

### ●本定例会で任命同意された教育委員会教育長

氏名	就任予定年月日	備考
加藤 裕之	令和6年4月1日	墨田区教育委員会教育長（新任）

### ●本定例会で任命同意された教育委員会委員

氏名	就任予定年月日	備考
加藤 裕一	令和6年4月1日	文京区教育委員会教育長（新任）
金子 智雄	令和6年4月1日	豊島区教育委員会教育長（新任）

### ●本定例会で選任同意された人事委員会委員

氏名	就任予定年月日	備考
松原 忠義	令和6年4月1日	前大田区長（新任）
宮島 香澄	令和6年4月1日	日本テレビ放送網株式会社解説委員（新任）

・特別区人事・厚生事務組合教育委員会委員の任命同意について  
（同意）

・特別区人事・厚生事務組合教育委員会委員の任命同意について  
（同意）

・特別区人事委員会委員の選任同意について  
（同意）

・特別区人事委員会委員の選任同意について  
（同意）

・特別区人事委員会委員の選任同意について  
（同意）

・特別区人事・厚生事務組合総務部  
（特別区人事・厚生事務組合総務部）

## 令和5年度公益財団法人特別区協議会第6回理事会の結果

2月16日（金）に第6回理事会が開かれました。審議結果は次のとおりです。

1 令和6年度事業計画  
（決定）

2 令和6年度収支予算  
（決定）

3 令和6年度資金調達及び設備投資の見込みについて  
（決定）

4 令和6年度資金の管理運用方針について  
（決定）

5 公益財団法人特別区協議会組織規程の一部を改正する規程  
（決定）

6 公益財団法人特別区協議会会計規程の一部を改正する規程  
（決定）

7 公益財団法人特別区協議会文書管理規程の一部を改正する規程  
（決定）

8 公益財団法人特別区協議会服務規程の一部を改正する規程  
（決定）

9 東京区政会館2階商業区画の貸付について  
（了承）

（公益財団法人特別区協議会総務部）

## 令和6年第1回特別区競馬組合議会定例会の結果

2月19日（月）に第1回定例会が開かれました。主な付議案件の審議結果は次のとおりです。

### 〈審議結果〉

・特別区競馬組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例  
（可決）

・令和6年度特別区競馬組合一般会計予算  
（可決）

・競走馬トラッキングシステムの買入れについて  
（可決）

（特別区競馬組合議会事務局）

## 令和6年第1回東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会の結果

2月28日（水）に第1回定例会が開かれました。主な付議案件の審議結果は次のとおりです。

### 〈審議結果〉

・令和5年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算（第3号）  
（可決）

・令和6年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計予算  
（可決）

・令和6年度東京二十三区清掃一部事務組合経費分担金について  
（可決）

・東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例  
（可決）

・和解について  
（可決）

（東京二十三区清掃一部事務組合議会事務局）

# 令和6年度特別区職員採用試験・選考実施日程発表

特別区人事委員会は、1月11日（木）に令和6年度特別区職員採用試験・選考の実施日程を発表しました。

人事委員会は、「自ら考え行動する人材」を安定的に確保するため、令和6年度も新たな取組を実施します。

## 1 I類採用試験

第1次試験の日程を、例年よりも1週間前倒しし、4月21日（日）に実施します。

また、受験生が採用希望年度を選択できるよう、採用候補者名簿の有効期間を3年間に延長します。

デジタル化の更なる推進に向け、新たにICT人材の募集を開始します。

## 2 経験者採用試験・選考

多様な人材を確保するため、受験資格を変更します。  
 (1)すべての試験・選考区分の業務従事歴について、複数の企業等における1年以上の経験を通算可能とします。  
 (2)民間企業等における必要な正規の勤務時間について、週20時間以上に緩和します。

また、第1次試験・選考について、福祉職は福祉論文のみとし、技術職（土木造園（土木）、建築、機械、電気）の有資格者は、職務経験論文を免除します。

本記事で紹介した試験・選考の詳細については、特別区人事委員会ホームページでご確認ください。

また、実施する試験・選考区分、採用予定数等の詳細については、各採用試験・選考案内で発表します。

家族や知人からの紹介により特別区採用試験・選考を受験する方が多くいらっしゃいます。ぜひ、身近な方へのご案内もよろしく願います。

（特別区人事委員会事務局）

### 令和6年度 特別区職員採用試験・選考日程

項目	I類採用試験 【春試験】	I類採用試験 【秋試験】 (土木造園(土木)・建築)	Ⅲ類採用試験	経験者 採用試験・選考	障害者を 対象とする採用選考	就職氷河期世代を 対象とする採用試験
告示	3月8日(金)	7月23日(火)	6月20日(木)	6月20日(木)	6月20日(木)	6月20日(木)
申込受付	3月8日(金)～ 3月25日(月)	7月23日(火)～ 8月6日(火)	6月20日(木)～ 7月11日(木)	6月20日(木)～ 7月11日(木)	6月20日(木)～ 7月11日(木) ※郵送申込は 7月10日(水)消印有効	6月20日(木)～ 7月11日(木)
1次試験・選考	4月21日(日)	9月8日(日)	9月8日(日)	9月1日(日)	9月8日(日)	9月1日(日)
1次合格発表	6月14日(金)	10月9日(水)	10月18日(金)	10月18日(金)	10月9日(水)	10月18日(金)
2次試験・選考	7月8日(月)～ 7月18日(木)	10月20日(日)	10月31日(木) 11月1日(金)	10月26日(土) 10月27日(日) 11月2日(土) 11月3日(日) 11月4日(月)	10月28日(月) 10月29日(火) 10月30日(水)	11月4日(月)
最終合格発表	7月22日(月)(技術系) 7月30日(火)(技術系以外)	11月15日(金)	11月15日(金)	11月15日(金)	11月15日(金)	11月15日(金)

※技術系…土木造園（土木）・土木造園（造園）・建築・機械・電気

## 特別区の紹介動画を配信しています

公益財団法人特別区協議会では、特別区について多くの人に興味と関心を持っていただくために、当協議会のYouTubeチャンネルで特別区の紹介動画を配信しています。

動画では、とくべつクマ®（当協議会のマスコットキャラクター）が案内役となって、3つのテーマについてアニメーションでご紹介しています。

東京23区「特別区」の紹介  
 〈テーマ1〉 特別区の現在  
 特別区の位置、人口と面積、人口密度などの現在の特別区のすがたについて紹介しています。

〈テーマ2〉 特別区の制度  
 特別区は市町村と同じ基本的な自治体であることと、特別区と東京都の特別な役割分担について紹介しています。

〈テーマ3〉 特別区の歴史  
 東京にはじめて区が生まれてから現在の23区のすがたになるまでの歴史を紹介しています。また、特別区の区域についても紹介しています。



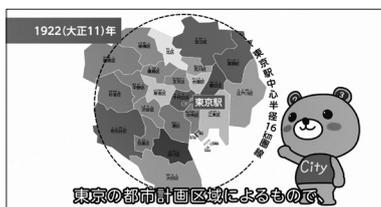
動画はこちらからご覧いただけます。



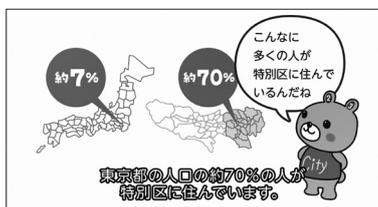
テーマ2 特別区の制度



東京23区「特別区」の紹介



テーマ3 特別区の歴史



テーマ1 特別区の現在

（公益財団法人特別区協議会事業部）

# 初の全室個室の路上生活者自立支援センター 江戸川寮・大田寮を開設します

◆江戸川寮・大田寮を開設  
令和6年3月11日、墨田区、江東区、足立区、葛飾区、江戸川区で構成する第5ブロックに路上生活者自立支援センター江戸川寮を、



江戸川寮外観

3月25日には、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区で構成する第3ブロックに路上生活者自立支援センター大田寮を新たに開設します。



大田寮外観

路上生活者自立支援センター（以下「自立支援センター」という。）は、路上生活者の一時的な保護及び就労による自立を支援するため、特別区と東京都が共同して設置・運営をしています。

この事業は、平成12年に特別区と東京都が「路上生活者自立支援事業実施に係る都区協定」を締結し、それ以降継続して実施しています。

自立支援センターは、特別区を5つのブロックに分け、5年ごとの持ち回りで各ブロックに1施設を設置し、特別区内において路上生活を余儀なくされている方やそのおそれのある方に対し、巡回相談、緊急一時保護から自立支援、地域生活継続支援までの一貫した支援を行っています。

事業実施に当たり、特別区が利用対象者へ事業利用の承諾や支援を、東京都が自立支援センターの建設や職業相談体制の確保を担っており、特別区人事・厚生事務組合（以下「特人厚」という。）では、自立支援センターの運営等、各支援事業を共同処理しています。

なお、特人厚では、利用者の複合的な課題に対応するために、公募による選定により、相談支援の実績のある民間事業者に自立支援センターの運営及び各支援の実施等の事業を委託しています。

江戸川寮の運営委託事業者は、（社福）新栄会、大田寮の運営委託事業者は、（社福）有隣協会に

決定しました。両事業者は、今回閉鎖される墨田寮、渋谷寮での運営委託事業者でもありました。

## ◆初めての全室個室

今回開設する江戸川寮、大田寮は、特別区と東京都が設置する自立支援センターで、初めて全室が個室となります。

これまでの自立支援センターは、一部屋に5人から18人の多床室でした。しかし、利用者へのプライバシーの配慮や新型コロナウイルス感染症等の感染対策の必要性から、特別区と東京都で令和2年以降協議を重ね、「今後の自立支援センターの居室は、個室を基本とする」ということが整理され、今回の全室個室が実現しました。今後、他の自立支援センターも、新規開設の際に全室個室になる予定です。

今回開設する江戸川寮、大田寮は、全室個室により利用者のプライバシーが確保され、これまで多床室を

理由に希望されなかった方の利用が見込まれます。また、自立支援センターの運営等で、今まで以上に支援の拡充が求められています。特人厚と運営委託事業者は、これまで各自立支援センターで培われた経験や成果を活かし、自立支援センター設置区をはじめ特別区、東京都、関係機関等と連携して、路上生活者対策事業の更なる充実に努めてまいります。

（特別区人事・厚生事務組合厚生部）



居室

# 「特別区全国連携プロジェクト」 令和5年度第2回全国連携講演会 (オンライン) を開催しました

令和6年1月30日(火)、「全国連携で広がる支援の輪」文化・歴史の絆が繋ぐ熊本の災害復興」をテーマにオンライン講演会を開催し、116名の方に参加いただきました。

当日は、基調講演と事例紹介を行いました。

## 【基調講演】

◆災害援助のプラットフォームとしての全国連携、普段着の交流を通じた支援・受援の実効性向上にむけて〜

大杉 覚氏 (東京都立大学法学部教授)

## 【事例紹介】

コーディネーター

大杉 覚氏 (東京都立大学法学部教授)

◆熊本県・熊本市・新宿区・文京区 文化と歴史を縁とする包括連携に関する覚書の締結

北見 恭一氏 (新宿区文化観光産業部文化観光課文化資源主査・学芸員)

◆熊本地震への支援活動

矢部 裕二氏 (文京区総務部防災課課長補佐)

◆熊本地震「準備と教訓」

有浦 隆氏 (熊本県知事公室危機管理防災課特別顧問)

◆熊本城く復興に向けて

岩佐 康弘氏 (熊本市熊本城総合事務所復旧整備課長)

※講演会の内容は、特別区全国連携プロジェクトホームページでご覧いただけます。

<http://collabo.tokyo-23city.or.jp/>

(特別区長会事務局・特別区協議会事業部)



## 特別区紹介展示を開催しています

東京区政会館1階エントランスホールにおいて、(公財)特別区協議会による特別区紹介展示「意外と知らない東京23区『特別区』」を開催しています。

特別区を知ってもらおうきっかけとして、特別区の現在(地域や人口など)、制度(行政区との違いなど)、歴史(特別区の誕生など)をご紹介します。

併せて、特別区制度調査会会長などを歴任され特別区の発展に大きな寄与をいただき、昨年9月に逝去された大森彌先生の功績の一部をご紹介します。

ぜひ本展示をご覧ください、特別区を理解いただければと思っております。

### 【意外と知らない東京23区『特別区』】

#### ●展示期間

令和6年3月9日(土)〜3月27日(水)  
(日曜日・祝日を除く)

#### ●展示時間

月曜日〜金曜日 9時から20時30分まで  
土曜日 9時から17時まで

※展示期間が変更になる場合があります。

(公財)特別区協議会ホームページ等でご確認のうえ、ご来館いただくようお願いいたします。

(特別区協議会事業部)



## 令和6年度 特別区長会予算概要

令和6年度特別区長会予算が、2月16日（金）開催の区長会総会で議決されました。収入支予算額は、1億6895万8千円、主な内容は次のとおりです。

### 収入

特別区分担金5290万円、東京都区市町村振興協会助成金1億313万7千円、前年度繰越金1292万円、雑収入1千円です。

### 支出

事務局の管理事務経費4263万3千円（事務室使用、ネットワーク共同利用に係る負担金等）、区長会運営経費1億2332万5千円（区長会の会議等の運営330万6千円、特別区の行財政に関する調査研究868万6千円、国・都等との連絡調整及び区長会・市長会・町村会共同事業1139万6千円、特別区全国連携プロジェクト事業9993万7千円）、予備費300万円です。

（特別区長会事務局）

## 令和6年度 特別区議会議長会予算概要

令和6年度特別区議会議長会予算が、1月18日（木）開催の議長会総会で議決されました。収入支予算額は2038万2千円で、主な内容は次のとおりです。

### 収入

特別区分担金収入1058万円、東京都区市町村振興協会助成金収入640万円、前年度繰越金340万円、諸収入2千円です。

### 支出

事務局の管理事務等管理費758万2千円、議長会等運営・区政振興等事業費1081万5千円、予備費198万5千円です。

（特別区議会議長会事務局）

## 令和6年2月区長会・議長の主な案件等

### 区長会

2.16

- 都区の連携について
- 東京都国民健康保険運営方針の改定（答申）について
- 令和7年度全国市長会要望事項の取りまとめについて
- 地方分権改革への対応について
- 教育長会への協力依頼（学校給食無償化への対応の調査）に対する検討結果の報告について
- 令和6年度特別区国民健康保険基準保険料率等の設定について（最終案）
- 各団体議会等提出予定案件及び予算概要について
- オール東京62市区町村共同事業推進会議の概要について
- 特別区長会調査研究機構理事会の概要について
- 後期高齢者医療広域連合協議会第3回（1月16日開催）報告について
- 特別区全国連携プロジェクトについて
- 東京都市区長会役員会の概要について
- 東京都区市町村振興協合理事会の概要について
- 令和5年度第4回都区協議会及び都知事と特別区長との意見交換会について
- 区立児童相談所の事務の財調上の位置付けに関する都区WGについて
- 高校生等医療費助成事業に関する都区の「協議の場」の報告について
- 令和6年能登半島地震への特別区の対応について
- 令和6年度特別区長会予算（案）について

（特別区長会事務局）

### 議長会

2.19

- 都区協議会及び意見交換会の概要について
- オール東京62市区町村共同事業推進会議の概要について
- 特別区長会調査研究機構について
- 令和5年度第6回公益財団法人特別区協議会理事会議決結果について
- 全国市議会議長会評議員会の概要について
- 市議会議員共済会理事会及び代議員会の概要について
- 令和7年度以降の日中友好交流事業代表団員について

（特別区議会議長会事務局）

# 特別区人事・厚生事務組合 令和6年度予算概要

令和6年度の特別区人事・厚生事務組合予算は、2月16日（金）に開催された令和6年第1回特別区人事・厚生事務組合議会定例会で議決されました。

本年度予算は、①事業費のみでなく人件費を含めた全てのコストを念頭に、十分な説明責任を果たすことができる内容とすること、②特別区分担金を財源とする事業経費は、できる限り分担金の引上げを抑えられるよう創意工夫を凝らし算定することに重点を置いて編成しました。

予算額は、89億8843万6千円、対前年度比3億8708万8千円、4・5%の増となりました（表1）。主な理由は、職員人件費の増及び厚生関係施設保全整備計画に基づく事業費の増によるものです。

## ◆歳入◆

主要な財源である特別区分担金は、総額51億5677万4千円、対前年度比6億7454万7千円、15・0%の増です。

各区均等の分担金のうち、人事事務分担金、厚生事務分担金及び共同研修事務分担金は増額となりました。人事事務分担金は、職員採用試験運営に係る経費及び人件費の増並びに試験制度拡充に伴う増、厚生事務分担金は、厚生関係施設の改築・大規模改修等に係る事業費等の増、共同研修事務分担

金は、特別区職員研修所の光熱水費・委託費等の増によるものです。教育事務分担金及び特別区職員公務災害見舞金分担金は令和5年度と同額を、その他の特別区分担金については、研修参加者数等に連動した額をそれぞれ計上しました（表2）。

都支出金については、路上生活者数に連動した国庫支出金（都を経由して交付）の増、補助金の終了に伴う保護施設等の感染拡大防止対策等支援事業補助金の減となりました。

諸収入については、厚生関係施設の利用者数に連動する受託事務収入が増となりました。

その他、厚生関係施設保全整備計画に基づく宿泊所高浜荘移転改築工事経費に充てるため、組合債1億1030万円を計上しました。

## ◆歳出◆

事業別歳出の主な内容は次のとおりです。

○総務管理  
21億245万2千円（対前年度比1億3225万6千円、6・7%の増）

一般管理事務に要する経費、人事事務従事職員の人件費及び退職手当を計上しました。人件費の増等により、増額となりました。

○職員研修  
4億3606万4千円（対前年

度比1118万6千円、2・6%の増）

共同研修の実施及び調査研究に要する経費並びに研修事務従事職員の人件費を計上しました。人件費の増及び特別区職員ハンドブック改訂経費の増等により、増額となりました。

○人事委員会運営  
3億4488万3千円（対前年度比7289万8千円、26・8%の増）

特別区職員採用試験・選考及び給与調査等に要する経費を計上しました。採用試験制度の拡充及び試験運営業務等委託料の増により、増額となりました。

表1 令和6年度 特別区人事・厚生事務組合 歳入歳出予算 (単位：千円)

	6年度予算額	5年度予算額	比較増減額	増減率
一般会計	8,988,436	8,601,348	387,088	4.5%

表2 令和6年度 特別区分担金 (単位：千円)

	種別	予算額	1区あたり	比較増減額	増減率
均等	人事事務分担金	2,048,564	89,068	230,000	12.6%
	厚生事務分担金	2,587,040	112,480	437,000	20.3%
	教育事務分担金	45,816	1,992	0	0.0%
	特別区職員公務災害見舞金分担金	23,000	1,000	0	0.0%
	共同研修事務分担金（均等割）	122,843	5,341	23,000	23.0%
その他	非常勤職員公務災害補償分担金	63,393	平均 2,756	△26,246	△29.3%
	共同研修事務分担金（参加者割）	266,118	平均 11,570	10,793	4.2%
合計		5,156,774	平均 224,207	674,547	15.0%

○厚生関係施設運営

35億6799万6千円（対前年度比 1億1421万6千円、3・3%の増）

厚生関係施設の運営及び整備に要する経費並びに厚生事務従事職員の人件費を計上しました。厚生関係施設保全整備計画に基づく宿泊所高浜荘移転改築工事経費の増及び（仮称）淀橋荘改築工事実施設計業務委託の増により、増額となりました。

○路上生活者対策

17億9191万円（対前年度比 4432万4千円、2・5%の増）

都区共同事業である自立支援事業、巡回相談事業、地域生活継続支援事業及び支援付地域生活移行事業に要する経費を計上しました。事業対象者拡充に伴う人件費及び自立支援センター北寮開設関係経費等の増に伴い増額となりました。

○教育事務

6020万8千円（対前年度比 125万2千円、2・1%の増）

特別区立幼稚園教員の採用選考、昇任選考、研修事務に要する経費及び教育事務従事職員の人件費を計上しました。採用選考に係る臨時的任用職員管理システム改修委託料の増により、増額となりました。

○組合債元利償還

3億6941万1千円（対前年度比 103万3千円、0・3%の増）

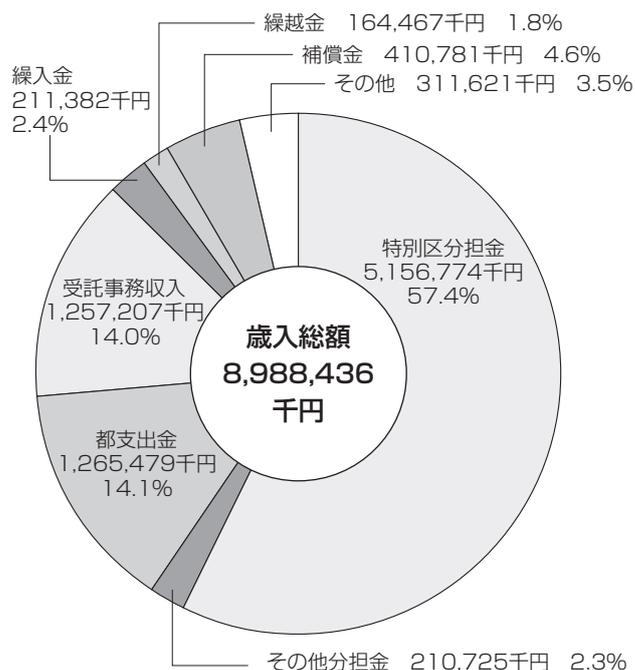
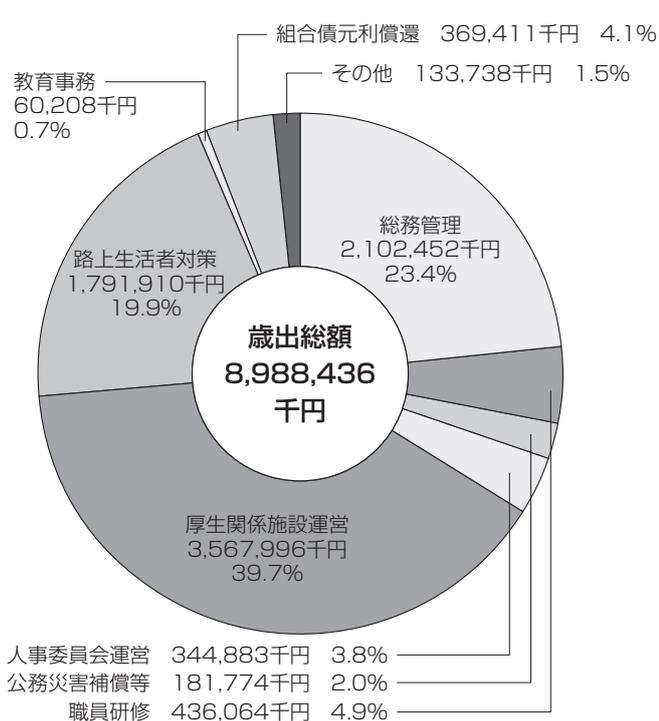
組合債の元金及び利子の償還金を計上しました。厚生関係施設保全整備計画に沿って実施している改築・改修等工事は、その費用の大部分を起債により賄っており、令和5年度及び令和6年度借入分の利子償還金の増により、増額となりました。

（特別区人事・厚生事務組合総務部）

特別区分担金及び歳出額の推移（当初予算比較）（単位：千円）

	特別区分担金		歳出	
	予算額	対前年度比	予算額	対前年度比
令和2年度	4,436,530	2.6%	8,467,039	1.7%
令和3年度	4,444,318	0.2%	8,263,508	△2.4%
令和4年度	4,451,263	0.2%	8,169,568	△1.1%
令和5年度	4,482,227	0.7%	8,601,348	5.3%
令和6年度	5,156,774	15.0%	8,988,436	4.5%

一般会計歳入歳出予算



※構成比は四捨五入の関係上、合計が100%にならない場合があります。

# 公益財団法人特別区協議会 令和6年度予算概要

令和6年度の公益財団法人特別区協議会予算は、2月16日（金）に開催された令和5年度第6回公益財団法人特別区協議会理事会上において令和6年度事業計画とともに議決されました。

本予算は、公益財団法人として健全な法人運営を遂行するとともに、限られた財源の中で前年度の事業の踏襲に留まることなく、時代要請に応じた事業のあり方を検討し、効率的効果的な事業運営に努めることを基本とし、事業計画に沿って編成しました。

収入総額は19億7870万3千円（対前年度比8303万6千円の増）、支出総額は19億8174万6千円（対前年度比1億8031万2千円の減）となりました（表1）。支出減の主なものは、東京区政会館別館に係る不動産取得税の減で7千万円、特別区長会調査研究機構調査研究委託費等の減で1564万円です。

主な事業内容は次のとおりです。

## 公益目的事業会計

収入18億2706万7千円  
支出18億1004万4千円

### （公1事業）

特別区の自治に関する調査研究及び普及啓発事業並びに特別区民等の住民福祉の向上に資する知識、教養の普及に関する事業

各区からの分担金（1区あたり

50万円）、（公財）東京都区市町村振興協会からの助成金及び収益事業等会計からの繰入金等を財源に、以下のような事業を実施します。

#### (1)特別区制度の調査研究事業

今後の特別区のあり方等の検討に関する助言を得るため、特別区制度懇談会を引き続き実施するとともに、特別区制度に関する自主研究等を進めます。

また、特別区長会調査研究機構事務においては、特別区及び地方行政に関わる課題について、特別区と連携し、調査研究を行います。

その他、特別区の事務事業に係る法律上の紛争について調査研究し、情報提供します。

#### (2)特別区の自治に関する情報提供事業

特別区自治情報・交流センターに特別区が発行する行政資料、特別区の自治制度や特別区政に関する資料をそろえ、来館者に提供するとともに、東京大都市地域に関する歴史的資料や統計情報についてもホームページ等で提供します。

#### (3)特別区の自治に関する普及啓発事業

都民や特別区協議会議員、都内自治体の職員等を対象に、特別区制度や特別区の課題を中心とした講

座、講演会を開催します。

また、東京都立大学との共同事業として、オープンユニバーシティ講座を実施します。

特別区や他自治体等の協力を得て、様々な特色や魅力のある事業や施設等を紹介する企画展示を東京区政会館の施設を活用して行います。

都市交流事業の一環として行う特別区全国連携プロジェクトでは、特別区や特別区長会と連携し、講演会、魅力発信イベント等を開催します。

その他、特別区政に関する情報を周知するため、各種刊行物を発行します。

#### (4)オール東京62市区町村共同事業

「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」共同宣言に沿って、温室効果ガス標準算定手法に基づく各区排出量の算出などを行います。

#### (5)広報事業

当協議会や東京区政会館入居団体の事業を周知するため、「区政会館だより」を毎月発行します。

ホームページについては、当協議会の事業や法人運営等に関する情報をわかりやすく、魅力的に発信します。

その他、地方行政調査会の会員となり、行財政データ等を23区に提供します。

### （公2事業）

特別区有物件の火災等による損害の補てん事業

特別区が所有する財産等を対象とする火災共済事業を行います。補てんの対象は、火災、落雷、風水害、雪害及び土砂崩れによる損害で、各区からの保険料収入及び積立金で運営しています。

### （公3事業）

東京区政会館等の管理運営事業

特別区の共同事業の執行及び協議の場としての東京区政会館等の管理運営を行います。経費は、公共団体等の入居団体の会館維持費負担金等により賄います。

飯田橋の東京区政会館については、入居団体の適切な負担のもとで長期にわたり安全で快適な執務環境を維持することを目的に、中長期保全計画を踏まえて適切な維持管理を行います。

九段下の東京区政会館別館については、特別区職員研修所として執務環境を提供するため、管理運営を適切に実施します。

## 収益事業等会計

収入2億2036万4千円  
支出2億2275万8千円

### （収1事業）

東京区政会館の一部を商業テナント等に賃貸する事業

商業テナントへの賃貸、地下駐車場の貸付、自動販売機等の設置に係る事業を行います。

(他1事業)

特別区が連携して実施する事務を支援する事業

(1) 特別区自治体総合賠償責任保険事業

特別区の施設や業務に起因する事故に対する保険の契約や保険料に関する事務を行います。

(2) 自治調整資金立替事業

特別区の職員が職務上の任務に起因して発生した事件の解決に要する費用の一部を立替えます。

(3) 軽自動車税受付業務手数料支払受託事業

軽自動車関係団体が各区に代わって行う軽自動車税申告書の受付業務等の手数料について各区の負担金をとりまとめて支払います。

法人会計

収入 1019万6千円  
支出 2786万8千円

評議員会や理事会などの会議開催や監事報酬等の管理経費です。

評議員会は年1回6月に、理事会は年4回開催予定です。

(特別区協議会総務部)

表1 特別区協議会 令和6年度収支予算（資金ベース） (単位：千円)

【収入の部】

会計名	令和6年度	令和5年度	増減額	増減率	主な増減理由
公益目的事業会計	1,827,067	1,740,779	86,288	5.0%	○東京区政会館16階会議室の貸付に伴う増 ○東京区政会館貸付契約における経費の内容改定に伴う増
収益事業等会計	220,364	151,789	68,575	45.2%	○東京区政会館貸付契約における光熱水費請求方法の改定に伴う増
法人会計	10,196	11,305	△ 1,109	△ 9.8%	
内部取引消去	△ 78,924	△ 8,206	△ 70,718	-	
計	1,978,703	1,895,667	83,036	4.4%	

【支出の部】

会計名	令和6年度	令和5年度	増減額	増減率	主な増減理由
公益目的事業会計	1,810,044	1,963,958	△ 153,914	△ 7.8%	○東京区政会館別館に係る不動産取得税の減 ○調査研究機構に係る調査研究委託費等の減
収益事業等会計	222,758	175,223	47,535	27.1%	○公益目的事業会計への繰入金支出の増
法人会計	27,868	31,083	△ 3,215	△ 10.3%	
内部取引消去	△ 78,924	△ 8,206	△ 70,718	-	
計	1,981,746	2,162,058	△ 180,312	△ 8.3%	

# 令和6年度 特別区競馬組合予算

令和6年度特別区競馬組合一般会計予算は、2月19日(月)に開催された令和6年第1回特別区競馬組合議定会定例会で原案どおり議決されました。

令和6年度の特別区競馬組合は、3歳ダート三冠競走をはじめとした魅力ある競走及び情報発信を通じた利用促進と定着を図る施策の実施、お客様視点に立った満足度の高いサービスの提供、観戦環境の整備及び厩舎・調教施設再整備の3点を重要項目として事業を行います。

大井競馬の安定的かつ持続可能な発展に向けて各施策に着実に取り組むとともに、先進的な事業に果敢に挑戦します。また、将来にわたって大井競馬を支える人材確保と育成に取り組んでいきます。

## 大井競馬事業計画

### ①開催規模

99日(前年度比1日増)

開催日数は、前年度から1日増の年間99日開催、夜間開催(トゥインクルレース)は77日(前年度比2日減)、昼間開催は19日(前年比4日増)、年末開催は3日(増減無し)を計画しています。

また、総利用人員は、2380万人、うち大井競馬場入場者数は44万人を見込んでいます。

### ②売得金額

約1940億円(約3%増)

勝馬投票券の総売得金額は、1940億1356万円、一日平

均売得金額は、19億5973万円を見込んでいます。

## 大井競馬の事業運営方針

日々変わり続ける社会に適応し、23区への安定的な財政貢献を果たすため、「お客様視点で考える大井競馬」「大井競馬ブランドの発信と定着」「魅力ある質の高い競走の提供と公正確保の徹底」「リスクをふまえた経営基盤強化」「競馬を安心してお楽しみいただくために」「大井競馬のさらなる発展に向けて」を基本方針とし、各種事業を行います。

## 重要振興策の実施

### ①3歳ダート三冠競走

令和6年度に創設する3歳ダート三冠競走を「ダービー馬はダービー馬から」、そして「世界に挑戦する競走馬の輩出」を実現する国内ダート3歳世代最強馬決定戦と位置付け、すべての競馬ファンに向けてその魅力を発信します。参加者を全国規模で獲得する絶好の機会であることから、三冠競走に重点を置いたプロモーションを展開します。

### ②お客様視点に立ったサービスの提供

お客様視点に立った質の高いサービスを提供するため、レース中における競走馬の位置情報をリアルタイムで情報提供できる先進技術「トラックングシステム」を導入し、お客様へ新たなレース映

像を提供します。

また、令和5年度に一部投票所で導入し好評を得ている「Pay Pay対応投票端末機」の利用可能場所を1か所18台から2か所28台へ拡大し、競馬場内での馬券購入時の利便性を向上させるとともに、キャッシュレス決済の利用促進を図ります。

③観戦環境の整備及び厩舎・調教施設再整備に向けた取組み  
お客様のグループ観戦への需要に応えるため、LIVINGスタンド4階ベア席をグループ席に改修し、お客様がより快適に競馬を観戦できるよう観戦環境の整備を行います。

また、厩舎・調教施設再整備に向けた取組みとして、大井競馬場

令和6年度発売所別売得金額内訳 (単位：千円)

区分	夜間開催		昼間開催		年末開催		令和6年度合計			対前年度比(総額)
	日数	1日平均	日数	1日平均	日数	1日平均	日数	1日平均	金額	
大井本場	77日	81,124	19日	34,983	3日	287,100	99日	78,510	7,772,580	138.87%
オフト後楽園	77日	30,039	19日	23,787	3日	81,192	99日	30,389	3,008,599	97.47%
オフト夕留	77日	5,316	19日	4,271	3日	17,643	99日	5,489	543,457	80.71%
オフト京王閣	77日	3,607	19日	3,355	3日	9,299	99日	3,731	369,429	92.65%
オフトひたちなか	77日	3,851	19日	3,271	3日	8,657	99日	3,885	384,685	114.34%
オフト大郷	77日	3,808	19日	2,772	3日	10,284	99日	3,805	376,779	143.19%
新潟地区	77日	6,013	19日	3,310	3日	15,310	99日	5,776	571,878	97.54%
オフト伊勢崎	77日	1,877	19日	1,604	3日	6,381	99日	1,961	194,223	104.84%
山形地区	77日	6,395	19日	6,371	3日	8,971	99日	6,469	640,437	98.21%
浦和	46日	8,538	12日	6,776	3日	20,080	61日	8,759	534,334	115.33%
船橋	77日	15,278	19日	11,711	3日	40,293	99日	15,351	1,519,807	122.95%
川崎	77日	15,718	19日	14,537	3日	55,285	99日	16,690	1,652,407	105.46%
広域	77日	85,009	19日	58,835	3日	195,643	99日	83,338	8,250,535	112.06%
S P A T 4	77日	1,065,042	19日	876,845	3日	2,450,959	99日	1,070,921	106,021,197	105.09%
楽天	77日	293,346	19日	227,722	3日	737,507	99日	294,211	29,126,962	94.72%
JRAネット投票	43日	547,874	11日	438,952	1日	4,659,165	55日	600,841	33,046,256	96.59%
合計	77日	1,927,488	19日	1,531,790	3日	5,497,663	99日	1,959,733	194,013,565	103.00%

の一部厩舎・設備の移転準備や小  
林牧場分厩舎地区の改修に併せて  
ウォーキングマシン及び馴致用  
ゲートを設置し、人手不足の解消  
と競走馬の能力向上をサポートす  
ることで強い馬づくりに努めま  
す。

### 令和6年度予算概要

令和6年度特別区競馬組合一般  
会計予算は、収益的収入212.4億  
5713万1千円、収益的支出  
205.2億3777万2千円、資  
本的収入3千円、資本的支出4億  
5217万7千円となっております。  
令和6年度の主な事業と経費は  
以下のとおりです。

★競馬番組（賞典費）  
（金額は概算）  
約149億6596万円

年間1166競走を実施しま  
す。開催の特性に合わせて効果的  
に競馬番組を編成し、優勝劣敗の  
原則に基づいた賞金体系により、  
質が高く魅力ある競走を提供し  
ていきます。

### ★広報活動

約28億3745万円

令和6年度は、我が国の3歳  
ダート三冠競走が大井競馬場を舞  
台に開催されます。歴史的な変革  
期に立ち、TCKはその利用者の  
増を目指すことはもちろんのこと  
と、3歳ダート三冠競走を、地方  
競馬界にとどまらず競馬界全体、  
そして最終的には日本中が注目す  
る行事となるよう育て上げること

を目指します。そのためには芝  
レースのクラシック三冠競走に引  
けを取らない品格と地位を得なけ  
ればなりません。令和6年度の  
TCKは、我々の強みである「トウ  
インクルレース」を通して、3歳  
ダート三冠競走の魅力をあらゆる  
媒体を通じて効果的に発信し、す  
べての競馬ファンに3歳ダート三  
冠競走の興奮と感動を届けること  
により、TCK利用者の定着と増  
加を図る年と位置付けます。  
〈広報スローガン2024〉  
すべての競馬ファンに、ダート  
三冠競走の興奮と感動を

### ★在宅投票の利用促進

約129億5911万円

近年、大井競馬の売上は在宅投  
票が中心となっており、在宅投票  
会員のさらなる新規獲得及び定着  
を図るため、各発売システムの特  
徴に応じた振興策を実施します。

★競馬場の安全確保、公正確保及  
び防疫対策等の取組み  
約7億5986万円

お客様が安心して競馬を楽しめ  
る環境を提供するために場内の秩  
序維持に努め、大井競馬の根幹を  
揺るがす重大な不祥事案を未然に  
防止するため、公正確保の徹底に  
厳しい姿勢で取り組みます。

### ★ギャンブル等依存症対策

約4億3596万円

※事業経費一部再掲  
ギャンブル等依存症対策基本法  
に基づき計画された基本計画等を  
踏まえ、大井競馬に従事する者が

研修を通じて正しい知識を習得  
し、お客様への注意喚起及び普及  
啓発に努めます。

### ★23区との連携・協力の推進

約2300万円

大井競馬が23区の主催であり、  
区民にとって身近な存在であるこ  
とを伝えるため、各区の地名等に  
ちなんだオリジナル名称の競走を  
実施し、併せて各区の制作した  
PR動画をMXテレビやインタ  
ネット中継等で放映します。大井  
競馬の事業運営が23区財政へ寄与  
している収益事業であることの理

解を得られるよう、各区の広報媒  
体への広告出稿や各区イベントの  
協賛レースなどを実施します。  
大井競馬が未来に向けて持続的  
に発展し、競馬事業運営の安定化  
と経営基盤の強化を図り23区財政  
に寄与するために、大井競馬を円  
滑かつ万全に実施し来場者及び利  
用者の獲得と定着を図ることで売  
上の拡大による収益確保と持続的  
な発展につなげていきます。  
（特別区競馬組合競馬事務局）

## 令和6年度特別区競馬組合一般会計予算

（単位：千円）

1 収益的収入及び支出					
収入					
款	項	令和6年度予算額	令和5年度予算額	比較増△減	前年度比
1	営業収益	211,664,799	200,821,795	10,843,004	105.4%
	1 競馬開催収益	201,382,939	190,871,080	10,511,859	105.5%
	2 場外業務収益	10,220,191	9,825,776	394,415	104.0%
	3 その他営業収益	61,669	124,939	△ 63,270	49.4%
2	営業外収益	792,329	548,166	244,163	144.5%
3	特別利益	3	3	0	100.0%
	収入計	212,457,131	201,369,964	11,087,167	105.5%
支出					
款	項	令和6年度予算額	令和5年度予算額	比較増△減	前年度比
1	営業費用	203,023,483	192,781,739	10,241,744	105.3%
	1 競馬開催費用	195,323,753	185,535,458	9,788,295	105.3%
	2 場間場外費用	6,906,841	6,546,363	360,478	105.5%
	3 一般管理費	341,086	307,822	33,264	110.8%
	4 償却費	451,803	392,096	59,707	115.2%
2	営業外費用	1,195,922	938,737	257,185	127.4%
3	特別損失	18,367	30,492	△ 12,125	60.2%
4	予備費	1,000,000	1,000,000	0	100.0%
	支出計	205,237,772	194,750,968	10,486,804	105.4%
2 資本的収入及び支出					
収入					
款	項	令和6年度予算額	令和5年度予算額	比較増△減	前年度比
1	資本的収入	3	107,753	△ 107,750	0.0%
	収入計	3	107,753	△ 107,750	0.0%
支出					
款	項	令和6年度予算額	令和5年度予算額	比較増△減	前年度比
1	資本的支出	452,177	1,072,913	△ 620,736	42.1%
	支出計	452,177	1,072,913	△ 620,736	42.1%

# 東京二十三区清掃一部事務組合 令和6年度予算概要

令和6年度の東京二十三区清掃一部事務組合一般会計予算は、2月28日（水）に開催された令和6年第1回東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会で議決されました。

令和6年度予算は、資材価格上昇や老朽化する清掃工場の建替え・延命化により施設整備費が増大する厳しい財政状況の中で、「安全で安定的な中間処理」を持続可能なものとするために、中長期的な視点を持った財政運営を行う必要があります。そこで、事業経費にシーリングを設定し、53億100万円を削減した1021億6700万円を要求限度額とし、最大限経費削減に努めることを基本に編成しました。

その結果、予算総額は996億9300万円（図1のとおり）で、前年度当初予算と比較して143億2300万円、16・8%の増となりましたが、要求限度額から24億7400万円を削減しました。

## ◆歳入◆

歳入予算では、「特別区分担金」が480億円で、前年度に対して30億円、6・7%の増としました。「廃棄物処理手数料」は、社会経済活動の回復に伴い持込ごみ量が増加傾向にあること、令和5年10月に行われた手数料改定を反映し、前年度に対して16億1100万円、11・7%の増としました。

また、「諸収入」は、エネルギー売払収入で、上昇した売電価格が令和3年度以前の水準に戻りつつあり、前年度に対して11億7600万円、8・5%の減としました。

「国庫支出金」は、清掃工場の建替工事に対する循環型社会形成推進交付金等で、前年度に対して39億8300万円、184・9%の増を見込みました。

「組合債」も、建替工事や延命化工事、中防不燃・粗大ごみ処理施設の整備の進捗により、前年度に対して84億9600万円、162・5%の増としました。

## ◆歳出◆

歳出予算においては、清掃工場等の維持管理及び運営に要する経費である「清掃費」は、業務の内容及び緊急性等を改めて検証する等、経費削減に努めた結果、前年度に対して4億7700万円、0・9%の減としました。

清掃工場の建設等に要する経費である「施設整備費」は、前年度に対して132億1900万円、73・8%の増としました。

これは、主に北清掃工場建替工事の進捗に伴う増や、新たに墨田清掃工場のリニューアル工事の準備を開始すること。また、千歳及び新江東清掃工場延命化工事や中防不燃・粗大ごみ処理施設整備等の進捗に伴う増によるものです。

なお、「施設整備費の概要」は

図1 令和6年度 東京二十三区清掃一部事務組合 一般会計歳入歳出予算 (単位：千円)

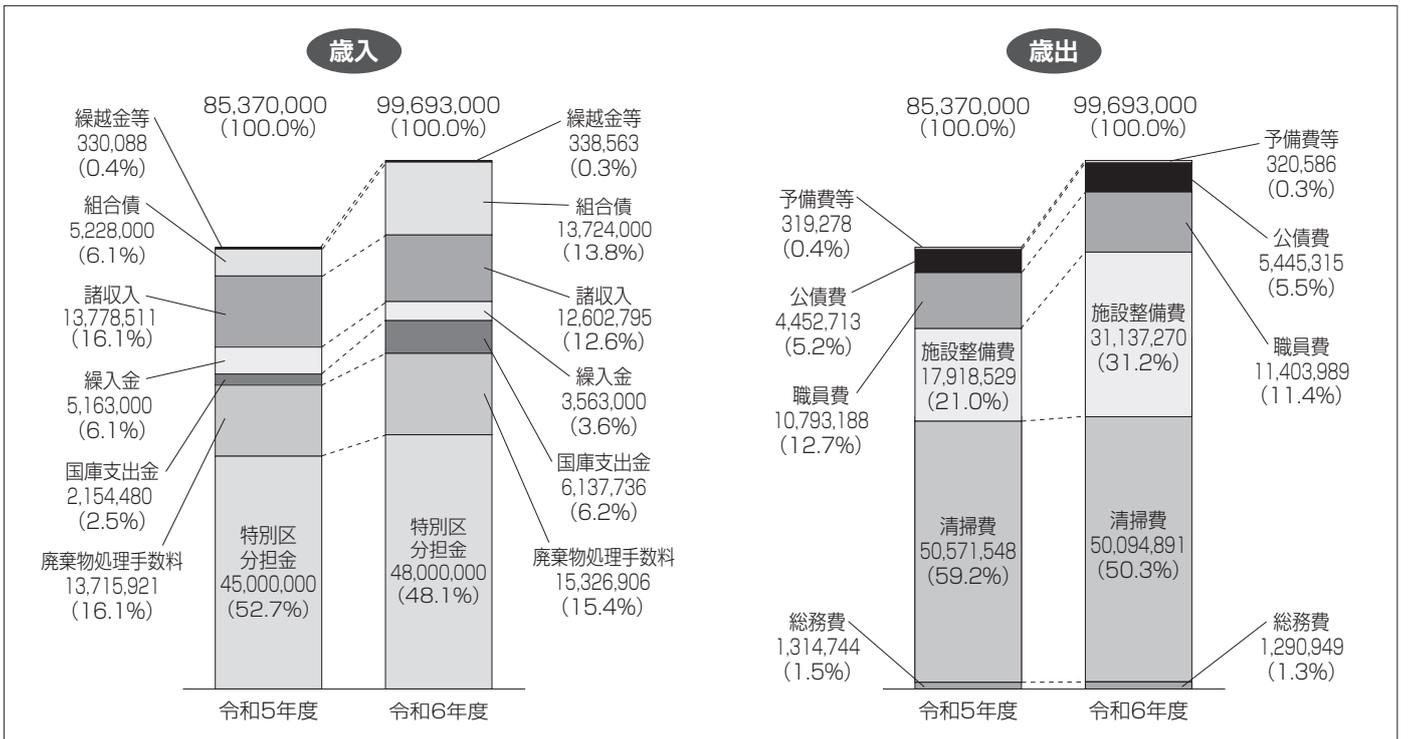


表1 令和6年度 施設整備費の概要 (単位：千円)

区分	整備内容	事業費
清掃工場の建設	清掃工場の建替工事に伴う経費 ○渋谷清掃工場（未買収用地の建物調査等） ○目黒清掃工場（環境影響評価事後調査委託） ○江戸川清掃工場（建替工事等） ○北清掃工場（建替工事等） ○世田谷清掃工場（環境影響評価書作成委託）	12,912,524
清掃工場のリニューアル	清掃工場のリニューアル工事に伴う経費 ○墨田清掃工場（計画策定調査委託等）	117,727
清掃工場の延命化	清掃工場の延命化工事に伴う経費 ○千歳清掃工場（プラント設備更新工事等） ○新江東清掃工場（プラント設備更新工事等） ○豊島清掃工場（プラント設備詳細点検委託）	9,247,091
清掃工場の施設整備	清掃工場の機能の維持及び向上を図る改修経費 ○公害監視設備整備（足立、渋谷清掃工場等） ○建築設備等整備（新江東、品川清掃工場等） ○その他設備整備（豊島、板橋清掃工場等）	853,827
破碎ごみ処理施設の整備	破碎ごみ処理施設の解体工事等に伴う経費 ○破碎ごみ処理施設（解体工事等）	1,163,108
中防不燃・粗大ごみ処理施設の整備	中防不燃・粗大ごみ処理施設の整備に伴う経費 ○中防不燃・粗大ごみ処理施設（整備工事等）	6,838,971

表1のとおりです。  
組合債の償還等に要する経費である「公債費」は、新たな元金償還が始まることなどにより、前年度に対して9億9300万円、22・3%の増となりました。

当組合のホームページでは、「予算書及び予算説明書」をはじめ、予算編成の基本方針や主な特色項目を載せた「予算のあらまし」等を紹介しています。  
(東京二十三区清掃一部事務組合 総務部財政課)

## 23区のごみの中間処理に関する情報は「ごみれぽ23」で!!

東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」という。）では、清掃事業への理解を深めていただくためのパンフレット「ごみれぽ23」を例年12月に発行しています。（※令和5年度は『追録版』を発行）

「ごみれぽ23」は、清掃一組が行うごみの中間処理に関する説明が中心となっていますが、ごみの収集・運搬や資源回収、3R、埋立処分場の状況など、23区で行われている清掃事業全体についても記載しています。また、子ども向けの「ごみれぽ23 kids」も作成しています。

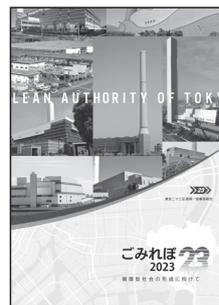
清掃一組本庁舎、各清掃工場・中防処理施設管理事務所で配布しているほか、各区清掃主管課または清掃事務所や、東京都環境局廃棄物埋立管理事務所でも配布しています。また、清掃一組ホームページでPDFデータを閲覧できます。

この冊子が、循環型社会の形成をめざす清掃一組の事業や取組、そして、23区で行われている清掃事業の現状をご理解いただける手助けになればと思います。ぜひ一度、ご覧ください。

清掃一組ホームページアドレス  
<https://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp/>  
または、検索サイトに  
   
と入力し、アクセスしてね!



くみちゃん



「ごみれぽ23」表紙  
(左：日本語版、右：kids版)



～南関東三冠馬ミックファイア号がTCK大賞に輝く!～

## 「2023 TCK大賞」受賞馬・受賞者が決定!

2023年において優秀な成績をおさめたTCK所属の競走馬・きゅう舎関係者や、TCKの発展に功績のあった人馬等を顕彰する「2023 TCK大賞」の受賞馬・受賞者が決定し、栄えあるTCK大賞（最優秀賞）には、無敗で南関東3歳クラシック三冠を達成したミックファイア号が選ばれました。

TCKホームページでは各賞の受賞馬・受賞者を掲載しておりますので、ぜひご覧ください。



各受賞馬・受賞者は  
こちら▶▶▶



## 2024年4月～2025年3月東京シティ競馬 開催日程

4月	8(月)～12(金)	9(火) プリリアントカップ 10(水) 東京スプリント	☆	11月	4(月・休)～8(金)	6(水) ハイセイコー記念	☆
	22(月)～26(金)	24(水) 羽田盃 25(木) 東京プリンセス賞	☆		12月	1(日)～6(金)	4(水) 勝島王冠 5(木) ジェムストーン賞
5月	13(月)～17(金)	15(水) 大井記念	☆	25(水)～27(金)			
6月	3(月)～7(金)	5(水) 東京ダービー	☆		29(日)～31(火)	29(日) 東京大賞典 30(月) 東京シンデレラマイル 31(火) 東京2歳優駿牝馬	
	24(月)～28(金)	26(水) 帝王賞	☆	1月		13(月・祝)	
7月	8(月)～12(金)	10(水) 優駿スプリント	☆		14(火)～17(金)		
	29(月)～8/2(金)	31(水) サンタアニタトロフィー	☆	27(月)～31(金)		29(水) 金盃	
8月	12(月・休)～16(金)	14(水) 黒潮盃	☆		2月	17(月)～21(金)	19(水) 雲取賞
	9月	8(日)～13(金)	10(火) ゴールドジュニア 11(水) アフター5スター賞 12(木) 東京記念	☆		3月	10(月)～14(金)
10月		9/29(日)～4(金)	1(火) レディスプレリュード 2(水) ジャパンダートクラシック 3(木) 東京盃	☆	24(月)～28(金)		26(水) 京浜盃
		14(月・祝)～18(金)	16(水) マイルグランプリ	☆			

☆トウインクルレース開催 ○昼間・薄暮開催

(競馬事務局 広報課)

## 開催成績

(各回対比)

回別	開催日程	売得金額	利用者数	1日平均			前年度対比(1日平均)		
				売得金額	利用者数	1人当り購買金額	売得金額	利用者数	購買金額
16	1/21～26	9,643,097,480円	1,110,822人	1,607,182,910円	185,137人	8,680円	85.5%	100.4%	85.1%
17	2/11～16	9,137,565,730円	1,238,149人	1,522,927,620円	206,358人	7,380円	80.6%	107.5%	75.0%



# INFORMATION

## 3月の開催予定

トウインクルレース開催

昼間・薄暮開催

競馬開催日	①金	②土	③日	④月	⑤火	⑥水	⑦木	⑧金	⑨土	⑩日	⑪月	⑫火	⑬水	⑭木	⑮金	⑯土	⑰日	⑱月	⑲火	⑳水	㉑木	㉒金	㉓土	㉔日	㉕月	㉖火	㉗水	㉘木	㉙金	㉚土	㉛日
大井	大井競馬開催													大井競馬開催																	
浦和											京浜盃																				
船橋	船橋競馬開催																		浦和競馬開催												
川崎							川崎競馬開催																								



### 京浜盃 (Jpn II)

- 3月20日 (水・祝)
- 1,700m

いよいよ翌月に迫った「3歳ダート三冠競走」の第1戦「羽田盃」の前哨戦(トライアルレース)として行われるダートグレード競走です。数多くのクラシックホースを輩出している伝統のレースで、重賞戦線を順調に歩んできた実績馬や全国各地の実力馬が集結する、本番に向けて見逃せない一戦です。

<上位2頭(地方所属馬に限る)に羽田盃の優先出走権を付与>

## 4月の開催予定

トウインクルレース開催

昼間・薄暮開催

競馬開催日	①月	②火	③水	④木	⑤金	⑥土	⑦日	⑧月	⑨火	⑩水	⑪木	⑫金	⑬土	⑭日	⑮月	⑯火	⑰水	⑱木	⑲金	⑳土	㉑日	㉒月	㉓火	㉔水	㉕木	㉖金	㉗土	㉘日	㉙月	㉚火
大井							大井競馬開催									大井競馬開催														
浦和							プリリアントカップ			東京スプリント									羽田盃			東京プリンセス賞								
船橋													浦和競馬開催																	
川崎	川崎競馬開催																		船橋競馬開催											



### プリリアントカップ (SIII)

- 4月9日 (火)
- 1,800m

中距離路線を歩む4歳以上馬の春の始動戦として、実績馬が多数参戦するレースです。2019年には2,000mから1,800mへと距離が変更され、中距離だけでなくマイル(1,600m)の有力馬も参戦。南関東重賞戦線の一年を占う意味でも注目のレースです。



### 東京スプリント (Jpn III)

- 4月10日 (水)
- 1,200m

秋の東京盃(JpnII)と並び、1,200mのダートグレード競走です。スピード自慢の強豪馬が全国各地から集結するハイレベルのレースですが、TCK所属馬は直近5年のうち3回で3着以内に入る活躍を見せており、勝利に期待がかかります。



### 羽田盃 (Jpn I)

- 4月24日 (水)
- 1,800m

レース名は東京での最初の競馬が1927年に羽田で開催されたことに由来します。「3歳ダート三冠競走」の初戦に位置付けられる本レースは、今年からダートグレード競走(JpnI)として実施され、南関東だけでなく全国各地から強豪馬が参戦します。持久力だけでなくスピードも求められる1,800m戦を制し、東京ダービーの主役候補となるのはどの馬が注目が集まります。



### 東京プリンセス賞 (SI)

- 4月25日 (木)
- 1,800m

南関東3歳牝馬クラシックの第2弾に位置付けられるレースで、若き乙女たちが3歳女王の座をかけて火花を散らします。浦和の桜花賞など牝馬クラシック路線を順調に進んできた有力馬と春に急成長した新勢力が、華麗な戦いを繰り広げます。

パソコンからでも、スマホからでも投票できる!

ネットで地方競馬を楽しむなら!

# SPAT4

全国の地方競馬全レースが買える!ライブが見られる!

50円から買える!「トリプル馬単」も発売!

馬券購入でポイントが貯まる!

最短15分でスパッと入会!

お問い合わせは 0120-006-309

南関東競馬開催日の昼間開催10~17時/ナイター開催12~21時  
※20歳未満の方はご利用いただけません。またご利用いただけるのは日本国内在住の個人の方のみです。法人でのお申し込みはできません。

<https://spat4special.jp>

SPAT4

検索



編集

- 特別区長会事務局調査第1課
- 特別区議会議長会事務局
- 特別区人事・厚生事務組合総務部総務課
- 公益財団法人特別区協議会総務部総務課
- 東京二十三区清掃一部事務組合総務部総務課
- 特別区競馬組合競馬事務局広報課

- TEL (5210) 9738 ホームページ<https://www.tokyo23city-kuchokai.jp/>
- TEL (5210) 9731 ホームページ<http://www.tokyo23city-gichokai.jp/>
- TEL (5210) 9916 ホームページ<https://www.union.tokyo23city.lg.jp/>
- TEL (5210) 9917 ホームページ<https://www.tokyo-23city.or.jp/>
- TEL (6238) 0613 ホームページ<https://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp/>
- TEL (3763) 2170 ホームページ<https://www.tokyocitykeiba.com/>